

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1番	上 山 隆 弘	2番	服 部 千 秋
3番	長谷川 原 司	4番	井 村 淳 子
5番	中 井 政 喜	7番	橋 本 恭 子
9番	横 田 六 郎	10番	井 川 弘 美
11番	花 畑 奈知子	12番	北 川 嘉 明
13番	熊 谷 直 行	14番	村 田 興 亞
15番	橋 幸 孝	16番	桜 井 公 晴
17番	首 藤 亨	18番	佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

8番 寺 本 明 男

会議に出席した事務局職員

局 長	山 本 修 三	書 記	蛭 井 のり子
書 記	藤 井 仁 美		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	助 役	八 幡 儀 則
収 入 役	山 本 国 男	教 育 長	圓 尾 哲 一
総 務 部 長	佐々木 正 人	生活福祉部長	寺 田 和 雄
経 済 建 設 部 長	山 口 静 哉	教 育 次 長	山 本 庄 一 郎
財 政 課 長	香 田 大 然	水 道 事 業 所 長	西 村 隆 志

（開議 午前10時00分）

議長（佐野芳彦） 皆さんおはようございます。

平成18年第1回太子町議会定例会第2日目におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成18年第1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（佐野芳彦） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うことになっておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、5番中井政喜議員。

中井政喜議員 おはようございます。

通告に従い、議席番号5番、会派新政クラブ中井政喜、一般質問を行います。よろしくお願ひします。

我が国は、20世紀後半より社会経済の発展とともに全国的に道路が整備され、車社会へと大きく変貌し、小規模自治体でも日常の暮らしは非常に便利になりました。その反面、交通事故、また車を使つての犯罪、事件等の発生が新聞、テレビ等で多く報じられている今日であります。それを見聞きするたび、気持ちがいります。

近年、子供たちを取り巻く環境も悪化の一途をたどり、不審者、変質者が言葉巧みに子供を連れ去ろうとする未遂事件も多発しているのが現状です。

また、去年は広島県、栃木県で小学1年生の幼い女の子が、いずれも下校時に尊い命を奪われる悲惨な凶悪事件の発生は記憶に新しいところでございます。

また、先月2月17日に、滋賀県で5歳の幼稚園児2人が他の園児の母親が送迎する車内で殺傷されるという、だれも想像だにできなかった事件が発生いたしました。今まさに子供たちは危険と隣り合わせで生活しているのが実態であります。

さて、本町において、これに類似した子供たちの犯罪事件を未然に防止し、子供たちが安全、安心して登下校ができ、地域内にあっては楽しく友達と遊び、暮らせる環境を構築することが今まさに我々大人に与えられた使命であります。

そこで、昨年兵庫県の働きかけのもと、町内の自治会にてボランティアによる自主防犯グループを結成し、積極的に子供たちをサポートしている活動団体があります。登下校時はもちろんのこと、街頭犯罪、交通事故を未然に防止する、この自治会防犯グループ活動について、以下4点お尋ねをいたします。

1つ、防犯グループのあり方について、行政側はどのような受けとめ方をしておられる

のか。

2つ、町内防犯グループの団体数、活動内容等、その実態把握はしているのか。また、その実情をお示し願ひたい。

3つ、子供たちを街頭犯罪、交通事故から守り、また地域住民が一致団結して、痛ましい事件、事故を未然防止する目的で自主的に設立、発足したこの防犯グループ活動、今後も継続し発展させる上で、行政として支援策を実施すべきと思うが、いかがでしょうか。

4つ、首藤町長は、太子町住民が安全で安心な暮らしができるまちづくりを推し進めると折に触れ公言されています。行政トップであられる首藤町長の防犯グループ活動に対するお考えをお聞かせ願ひます。

以上、4点よろしく願ひいたします。

議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

生活福祉部長（寺田和雄） 順にお答えをさせていただきます。

近年、生活に身近なところで起こる街頭犯罪や侵入犯罪が多発いたしております。子供が被害を受ける事件も多くなっております。これらの犯罪を未然に防ぎ、安全で安心して生活できる地域をつくるためには、住民の皆さんの団結と、また自分たちの町は自分たちで守るという自主的な防犯活動が大切になっていると思っております。

そこで、自治会が中心となられまして、PTAなど防犯活動を行っている他の団体にも呼びかけて、まちづくり防犯グループを結成し、自主的な防犯活動を行っていただくことを期待しておるところでございます。

町としましても、すべての自治会に結成をしていただくように、16年度より連合自治会を始めとして各校区の自治会長さん、連合PTA及び青少年育成協議会への説明会を行い、現在のところ22自治会が登録し、活動されており、主に小学生の下校時のパトロールを行っていただいております。

また、4月から本格的に活動しようと準備されておる自治会も5自治会ほど伺っております。

具体的な活動をお聞きしたところですが、既に自治会放送を活用しておられる自治会とか、また自治会で防犯研修会を開催された自治会もございます。

また、この3月6日に発行いたします「防犯太子」におきまして、北之町自治会と馬場自治会の防犯活動を掲載させていただいております。今後他自治会の防犯活動も紹介をさせていただきたいと考えております。

この防犯グループには、兵庫県より3カ年の事業といたしまして、グループの立ち上げ等に要する経費の助成やら、防犯グッズの支給などもメニューに入っており、紹介をさせていただいております。

そして、町といたしましては、グループの活動として下校時のパトロールのほか、防犯懇談会の開催、防犯研修会の開催、防犯広報、防犯情報の交換、防犯安全マップの作成等、それぞれ自治会の実情に応じたメニューが考えられますが、これらすべてのメニューを立ち上げ時より取り組んでいただくのは困難であると思っておりますので、息の長い活動にさせていただくためにも、少しずつ活動の内容の範囲を広げていただきたいと思いますように助言をさせていただいております。

続きまして、町長より答弁がございます。

議長（佐野芳彦） 町長。

町長（首藤正弘） 私自身、このまちづくりにつきましては、安全で、そしてまた安心して暮らせるまちづくりということを絶えず申し上げております。

やはり、まちづくりにつきましては、防犯のみならず多岐にわたっております。交通安全の問題、また防火の問題、災害の問題、いろいろな分野にわたるところでございますが、そうした中でいつも考えておりますのが、こうした取り組みといたしますのは、ただ一時期のもんだけではございません。もう常日ごろから、そういう意識を町民の皆さん方に持っていただきたいと思います、このように考えておるところでございます、その中で行政としてはどういう分野で町民の皆さんとかかわ

っていくか、端的に申しますと、そのときだけ補助金を出して、やっていただくということになりますと、長続きがしません。

そうした中で、やはり参画と協働、町民の皆さんにどんどん参加していただきまして、そしてそうした組織を盛り上げていき、そして地域全体が安全で安心して暮らせる町というふうにつながっていかうと、このように思っております。

そうした中で、このまちづくり防犯グループは自主的に活動をいただいております、中井議員におかれましても、みずからこの活動にご参加をいただいておりますことに敬意を表する次第でございます。

そうした活動を行っておられない自治会においても、少しでも多くの自治会が活動できるように、行政としてもそうした意識の改革というところでご援助をしていきたいなど、このように思っております。

私自身は、そうした中に、防犯グループであれば防犯グループ、ただ防犯だけじゃございません。その活動をしていただいております自治会、また町域の皆さん方は、やはりそれぞれの分野で、住民の皆さん、また児童・生徒の皆さん、そしてお年寄りから子供まで、すべての皆さんとの触れ合いもここでコミュニケーションが図れるのではないかと。やはり、この中には、重点は防犯ですが、あいさつ運動、声かけ運動、そうした広い分野での取り組みであろうと、このように考えております。

そうした意味におきまして、これからも金銭面の援助じゃなくして、そうした中で職員の出遣、また巡回等々も行政としても一緒になって取り組むよう普及させていきたいと、このように考えております。どうかよろしくお願いいたします。

議長（佐野芳彦） 中井議員。

中井政喜議員 町長から、先ほどいろんなコメントをいただきましてありがとうございます。

まちづくり防犯グループということで、本

当にボランティアの方が、町長さんは先ほど私のことまで把握されてるのに一瞬びっくりしたんですけれども、私も実際防犯グループのグループ員として活動しております。その中でいろんなことを実践し、実践部隊として活動しているわけですが、グループ員の中からもいろんな悩み事とか問題点等をいろいろ聞いてきております。その辺も含めて、今後行政の方に伝えていきたいということも、そのときにも伝えてきました。そのことは、あとまた一、二点お伝えしていきたいと、このように思っています。

まず、その前に、先ほど寺田部長より、現在の町内のグループ活動の団体数、活動内容等をご説明をいただいたわけですが、現在太子町の各自治会は69自治会でよろしいですね。69自治会ある中で、今現在22自治会が登録され活動されている。そして、今年度の4月からは、あと5つの自治会が登録されるやに聞いたというふうに報告をいただいたわけですが、全部を合わせましてもまだ半数に満たないわけですね。

そういった中で、兵庫県が主導でもってこの防犯グループを立ち上げて、何とか地域の防犯活動を高めていこうというねらいで、こういったパンフレットをもらってるわけですが、これから先、3年計画でもって立ち上げをされてくるわけですが、ぜひぜひもっともっとたくさんの自治会が登録され活動されることを窓口として行政側から働きかけをしていただきたい。半数のような数字じゃなくして、ボランティアですので余り強制はできないでしょうけれども、ぜひ盛り上げていただきたいなということを要望しておきたいと思います。

それともう一点、今去年の10月から立ち上げたところでございますので、まだまだ未成熟なところがございまして、防犯活動のこれから先の我々感じる中では、グループで感じる中で、それぞれのグループが単独で動いていたんでは、何かしらんこういった防犯の体制はやっぱり連携というんでしょうか、それ

ぞれがそれぞれの情報をお互いが情報交換をし合って、ここのところでは、この場所では不審者がよく出るとか、あるいはまた変質者が出てきたといったような情報をお互いが共有し合って流してあげるといことも私は必要じゃないかと思ひまして、これから先3月、4月とだんだん暖かくなってきます。そういった中で、そういったケースがまた想定されると思ひますので、その辺のところを情報交換を生活環境課の中でキーマンになっていただきまして、それぞれの自治会の自主防犯グループの中での情報を掌握していただき、そこからそれぞれのグループにファックスなり何か書面で流していただけるような方法はとれないものだろうか。ぜひ、我々やっている中で、そういったことの情報も必要だというふうに感じておるわけでございますけども、その辺いかがでしょうか。その1点お尋ねをいたします。

議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたします。

最初におっしゃいました校区で未結成の自治会の勧奨の件につきましても、あわせての研修会、情報交換の場でも関連するもんはあろうかと思ひます。今後、校区で自治会長さんの会合等が開催され、すべての自治会長さんがお集まりの席でこの話題もお出しいたしまして、それぞれの既に取り組んでいただいている自治会からも事例発表的なこともご発言いただき、今までは書類のみの説明でございましたが、話を聞いてみて、ああ、そういうことかということで、また理解していただける場面もあろうかと思ひますので、そういった場面を考えさせていただいております。

また、あわせて近隣での事例につきましても情報交換の場を設けさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（佐野芳彦） 中井政喜議員。

中井政喜議員 先ほど寺田部長の方から情報交換の方法等を説明いただいたわけですが

れども、こういった情報はやはり早い方がより効果が出てくるんじゃないかなと、このように思いますので、やはり時期を逸しないように、できるだけタイムリーに、ぜひ情報をいただけるような方法をとっていただいたらと、このように思う次第でございます。その辺をよく検討いただきまして、ぜひそういった方法、何らかのいい方法でもって情報をそれぞれのグループに流していただけるような方法を考えていただきたいと、このように要望しておきます。

最後になりますけれども、既に通告をしていなくて申しわけないんですけれども、学校サイドであります教育長さんがこの席におられますので、教育長さんの方から、学校サイドとしての、小学校児童、中学校生徒の登下校時における子供たちの交通安全あるいはまたそういった変質者、不審者による事件、事故等に巻き込まれないような、そういった注意というんでしょうか、指導というんでしょうか、そういったことをどのような形で考え、指導されているのかということを知りたいということでご発言をいただきたいと思っておりますけれども、よろしく願います。

議長（佐野芳彦） 教育長。

教育長（圓尾哲一） 今、中井議員から出た問題については、今さっき生活福祉部長の寺田部長の方から話がありましたように、やはり学校だけでは非常に難しい問題ですので、そういうご協力が要ると思います。

実例としまして、17年度の4月から太子東校区ではPTAと学校の先生が子供の下校時に回っております。そうすると、実数としてこの1月末までで育成センターに変質者の報告がたった3件になっております。それまでは、学期に6件から8件ぐらいここ二、三年ありました。そういう実態で、やはり学校、教育委員会としては、自治会プラス学校の先生やPTAなりと連携した、巻き込んだ活動が必要やないかと。それによって、今言いましたように、学期に6件から8件あったのが、この1年間で、この1月末までの統計

ですけど、東中校区からの私への報告はたった3件に減っていると、そういうありがたい実態があります。

やはり、今さっき私どもの町長が申しましたように、この取り組みには、そういうマニュアルに出てくる行動面だけじゃなくて、やっぱり考え方も変えていかないとだと思います。それで、私が思うのには、やはり先生は教えるプロとしての教師としての使命感と倫理観を持たなアカンと。それは、やはり絶対に信頼できる人間で先生はなかったらアカンと。そうでないと、今の世の中、情けないことに、知らない人に道を聞かれても教えてはいけないよと言わなければならんような普通でない状態があると思います。

それから、そういう意味において、まず教師がそういう使命感と倫理観を持つということが一つやと。それから、教育の根本は、やはり一番大事にせなきゃならんのは、子供の命を守るということやと。それから、その活動の中においては、僕は、町長の方は触れ合いと申されましたけど、心を通わすことやと思います。

滋賀県の事件は、確かに中国人の妻が自分の被害妄想的なところからああいう行動に走ったようなマスコミ報道がありましたけど、やはりそこら辺が心が通うてたらああいうことは起きなかつたんじゃないかなと。これは甘い判断かもわかりませんが、そんなふうに思います。

それから、やはり家庭を取り戻してやることやと思います、子供に。今、実態で調べましたら、一家団らんが毎日行われてる家庭というのは、夕食時にあるという家庭は20%ほどです。大概父親がいないという、そういう事実があります。

それから、僕は、子供の遊ぶ場所やとか、あるいは居場所やとか、そういうものをつくってやらないかんように思います。今、子供は放課後に群れて遊んでる子が少ないと申しますが、やはりそれには遊び場も交通事情から考えてもないと、あるいは少子化から考

えてもないと。あるいは、子供の生活実態の、放課後塾なり習い事に通うてる生徒が晩の11時までうろうろしてる生徒が、こないだ11月30日で本町が調べましたら、中学生で46%、小学生で20%。もし、7時まで含めると、小学生でも70%の者が放課後、家庭の外へ出てうろうろしてると、晩。そういう実態も踏まえたときに、やはり居場所をつくってやらないかと思っています。

それから、地域行事への積極的な参加、地域行事の活性化というものもやっていかないかと思っています。それには、そこで知り合うことによって親しみを覚えて人間関係ができていくんじゃないかと、そんなふうに僕は思います。

それから、もっと大きな時点で、やはり国や県へ働きかけていかないかんと。日本の中の社会の構造、仕組みの中の問題があると思います。例えばマスコミの報道がやはり私から見てどうも偏向してるように思えてなんのです。興味本位に報道されてる面があると思います。やはり、未成年の子供たちはその辺も大人でないんですから、もっとマスコミは考えないかんと。思います。

それから、日本の社会の価値観に狂ってる面があると思います。勉強さえしておれば何でもええんだというような、こういう考え方もやはり直していかないかんと。思います。

それから、日本人、特に日本は命が疎んじられてると思います。年間3万4,000人も自殺者があっても総理大臣は一言も発言せえへんし、ええかげんな国やなあとは私は思えてなんのです。義憤を感じております。

それから、人権、人の命に僕は格差があるように思います。新聞報道なんかを見ますと、被害者が写真入りで名前も報道されたりします。それに比べて加害者の方は徹底して守られてるような気がしてなんと思えます。やはり、こういう日本の構造的な考え方の面から直していかないかんのです。

それから、不審者が野放しになってると。例の奈良の事件、広島的事件もみんな再犯者

です。やはり、その辺もつとええ方法がないんかなと、そんな大きなところから考えていかなあかんと。思います。

私としましては、安心して楽しく学習できる信頼感に満ちた学校園づくりをやっていきたいと、こんなふうに思います。

以上です。

議長（佐野芳彦） 中井政喜議員。

中井政喜議員 教育長の方からいろいろと細かい説明をいただきましてありがとうございます。

この防犯グループ、その立ち上げの趣旨たるものも、もう私がここで申し上げるわけもなく、皆様よくご理解いただいと、このように思います。

また、これから先、太子町もどんどん都市化に進んでおります。もうこれも、そういった中で、今までは本町においてはそういったいろんな事件は発生はしていないのは本当に幸運というしかございません。これから先、決して起きないという保証はどこにもございません。我々こういった、せっかくまちづくり防犯グループというものを立ち上げて、子供たちを何とか犯罪、事故から守ろう、そういったボランティア活動を何としても、ただ単なる打ち上げ花火として、2年や3年でなくしてしまうようなことがあってはいけなと、このように私自身も思ってますし、当然のことながら、行政サイドとしても何らかのかかわりを持ってしっかりとサポートしていただきたい、指導していただきたい。

また、いろんなところからご意見等を聞いていただきまして、ご要望に沿えるところは前向きに聞いてやっていただきたいということをお申し述べまして、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、次の質問に移ります。

太子町新行政改革大綱（第3次）についてお尋ねをいたします。

本大綱は平成19年度を目標年次として、平成17年度から3カ年において取り組み事項の実施、検討するとあるが、その取り組み初年

度である平成17年度も残すところあとわずかとなった。そこで、以下の点についてお尋ねをいたします。

1つ、行政は、この1年間取り組み実施してきたその成果と問題点はどうかだったのか。

2つ、太子町の有識者で構成する太子町まちづくり審議会を含む8審議会があります。平成17年度中に行政改革にかかわる事案会議は何回開催されたのか。

また、会議で委員より受けた貴重な提言の意見をどう活かされたのか。もし事例があればご説明をいただきたいと思います。

3つ目、太子町議会でも平成16年度から行財政調査特別委員会を設置し、具体的な取り組み事項と今後の実施計画、内容について鋭意検討し、調査してまいりました。その取り組みに対する議会の意見を書面で行政に今年1月、かがみをつけまして提出しましたが、どのように活かされたのか、お尋ねをしたいと思います。

以上、3点よろしくお願ひします。

議長（佐野芳彦） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 新行政改革の1年間の取り組みと、その成果と問題点ということですが、既に公表しております17年度上半期の取り組み状況をご覧いただいているかと思いますが、住民サービスの向上の面につきましては、斑鳩保育所の20人の定員増、幼稚園預かり保育並びに学童保育等の時間延長を実施し、また開かれた行政運営の面からは、出前講座の実施、パブリックコメント制度の推進、各種審議会の傍聴といった一定の成果が得られていたと思っております。この効果額の算出や全般的な問題点につきましては、この18年5月までに各所管から報告をいただきまして、6月に公表する予定をしております。

2点目の17年度中における行政改革にかかわる事案会議は開催されたかと、それと委員より受けた貴重な意見の提言をどうしたかということですが、8審議会ございまして、行政改革にかかわる事案としまして

は、保健福祉審議会、行財政審議会におきまして、老人福祉センター入浴の有料化、それと下水道使用料の改定、補助金等の見直しにつきまして3回開催されております。

審議会の意見の反映につきましては、補助金の見直しを例に申し上げますと、実績報告がなされていない補助金についての指摘をまず受けまして、庁内におきまして決定してありました補助金の例規整備にあわせて交付等の手続を定めるといった太子町補助金等交付規則の整備を進めて、先月の常任委員会の方に報告をさせていただきました。

このように審議会からの意見の答申につきましては、最大限尊重させていただきまして、速やかに反映したということでございます。

審議会の委員構成、開催内容、回数等につきましては、町のホームページにおいて公表しまして、意見の反映に関しても、あわせて議事録を公開しております。

それと、行財政調査特別委員会からいただきました意見につきましては、既に各所管課の方に周知をしております、行政サービスとコストのバランスも考慮しまして、今後検討を進めていくという形で進めております。

以上でございます。

議長（佐野芳彦） 中井政喜議員。

中井政喜議員 ありがとうございます。

1点目の、その成果と問題点はどうかだったのかということでお答えいただいた件ですが、17年度は行政改革の実施年度の初年度でございまして、ある種はいろんな面で検討されて、それぞれの事業を行革をやってきたわけですが、ある種は各種団体補助金の10%カットとか、また町長さんをはじめ職員の方の給与の削減、また我々議員にあっては報酬の8%カットとか、あるいはまた諸経費の削減等をやっているわけですが、その辺の最後のまとめというんでしょうか、その辺がまだ締めとしては、先ほども言われましたように、5月には締めができて、6月ごろには住民の皆さんに公表されるとい

うふうな発言をいただいたわけですが、今回のこの定例会において、やはりその辺がいつ公表されるんであるかなあということに非常に心配しております。私だけじゃなくして、住民の皆さんも、はっきり言いまして、こういったことを行政がやってきた中で、やるということについては皆さんご存じですけれども、じゃあその成果としてはいつ出てくるんだろうか、いつ発表されるんだろうかということに非常に皆さん興味を持っておられます。やはり、計画があり、実行がありしてきた中では、必ず最後には成果報告というものは出すべきだと思っておりますし、ぜひこの6月には公表されるということでございますので、どういった形で公表されるのかはちょっと定かではございませんが、できることなら書面で各戸に配布するぐらいの配慮をいただきたいというふうに思っておりますけど、いかがでしょうか。

議長（佐野芳彦） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 5月の報告に対しましては一応ホームページで公表いたしております。それと、3月末につきましては、この行革大綱に基づく5カ年の太子町の集中改革プランというものもあわせて、議会の方に報告もさせていただきまして、ホームページにも載せるということでご了承いただきたいと思っております。

議長（佐野芳彦） 中井政喜議員。

中井政喜議員 一応パソコンとかといった非常に便利な世の中になってきつつあるのは事実でございます。ホームページということで先ほど報告をしていきたいというような発言でしたけれども、ある種お年を召した方等も非常に興味を持っておられる方等がたくさんいらっしゃいます。決してパソコンでホームページを見られる方が本当に何人町内にいらっしゃるかなというのも非常に心配をしております。いろんな中で、やっぱり住民の大多数の方に知っていただくということについては、いろんな方法があるのかなと思います。私が一例として言いますと、

「広報たいし」等ありますけども、そういった中にそういった一面の報告を概略で結構ですけれども、そういった報告も必要じゃないかな。また、一部別刷りでそれを挟んでいただくとかといった方法等もとっていただく方がいいんじゃないかなあというふうにも思っておりますけれども、その辺のご検討はいかがでしょうか。

議長（佐野芳彦） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 広報の方で、この行革大綱の中身の集約した形の内容でもって載せていくということを検討させていただきたいと思っております。

議長（佐野芳彦） 中井政喜議員。

中井政喜議員 ありがとうございます。

行革大綱についての、まだこれから先もどんどん進めていく、このまた18年度も第2期として進めていくわけですけれども、その辺も含めまして、いろんな面で住民の方に負担と、あるいはまた協力をいただく場面が多々あるわけでございます。やはり、いろんな協力してやろうという意見をぜひともいただいて、押しつけることなく、こういった行革をやっていくというのは一番望ましい姿だと、このように思いますんで、ぜひ我々だけが、行政だけが、また議会だけが決めていく問題ではございませんので、実質していただくのは住民の方でございますので、その辺の視点だけは忘れなないようにお願いしたいと思っております。

非常に長々と言いましたけども、以上によって私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（佐野芳彦） 以上で、5番中井政喜議員の一般質問は終わりました。

次、4番井村淳子議員。

井村淳子議員 おはようございます。失礼いたします。4番公明党井村淳子、通告に従いまして一般質問させていただきます。

最初に、ミスプリのことなんですけども、濟いません、1番の妊産婦検診の「検」を健康の「健」に訂正をお願いいたします。3番

の宛名の「宛て」を平仮名の「あて」に変更をお願いいたします。

それでは、質問に移ります。

最初に、妊産婦健診助成制度の導入についてお尋ねいたします。

少子化対策が国を挙げての緊急課題とされ、子供を安心して産み育てられる社会環境の整備が進められております。しかし、経済的負担の軽減が重要な課題となっております。子供は欲しいけどお金がかかる、これが本音ではないでしょうか。現に、こども未来財団の子育てコストに関する調査研究においても、妊産婦健診にも数万円から十数万円が必要という数字が出ております。さらに、小学校から高校、大学までの教育費は何と1,300万円と推計されております。

昨年11月14日に妊産婦健診料の負担軽減事業の実施を求め、県会公明党議員団として知事への申し入れを行い、続いて11月29日には本会議代表質問でも取り上げました。さらに、本年年頭より私たち公明党兵庫県本部女性局は、妊産婦健診の負担軽減を求める署名活動を展開。県下の41万6,966人の署名簿を添えて、2月6日井戸知事に女性局代表がお会いし、強く要望してまいりました。

これらの経過を踏まえ、県は平成18年当初予算に新規の県単独妊婦健康診査費補助事業として5億3,048万5,000円の予算を計上。18年7月より、いよいよスタートすることになりました。

補助事業の内容は、妊娠22週以降の後期健康診査費として1人1回につき1万5,000円を上限に助成するものであります。ただし、拡充された児童手当に準拠した所得制限がついております。兵庫県からは、この2月21日に市町母子保健主管課長会議において、各市町に説明がされております。

日本の各地では妊婦の健診の補助事業が既にあり、兵庫県下でも一部の市で妊産婦健診費用の補助がなされており、さらなる拡充の方向に進んでいるのが現状であります。

この補助事業について、太子町はどのよう

に取り組んでいかれるのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたします。

私どもの方といたしましては、県での新規事業ということで、妊産婦後期健診の助成事業に取り組まれるということとを2月21日の会議の際にお聞きいたしました。

これにつきましては、ご質問でも触れていただいたところの概要でございまして、この事業を市町が行えば県が助成するという制度でございまして。本町におきましても、出産に伴う経済的負担を軽減することは、少子化対策の一環としても必要と考えますので、7月の実施に向けて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

井村淳子議員 7月の実施に向けて今検討中であるということですが、やはり大切なのは町民への周知についてが大切なことだと思っております。

太子町においては平成14年から16年の間の出生状況は、平均約380の方がおられました。それとともに、また出産の場合は町外に行き里帰りされて出産される場合もありますし、こちらに帰ってきてから出産される場合もありますし、いろんな形で妊婦の方はそういう情報を得る機会が少ないと思うんですね。医療機関の方でも徹底がされておりますので漏れることはないと思うんですけれども、やはり町民、特に親ですね、出産される方の親御さんの方にも徹底する必要があると思いますので、その住民への周知についてはどのようにされていかれるのでしょうか、再度お尋ねをいたします。

議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

生活福祉部長（寺田和雄） 現在県会の方でも予算案を審議されておるところでございまして、これを受けて町も正式に行政課題として取り組むわけですが、現在考え

ておりますのは、母子手帳を交付する際に妊娠相談の中でこういった制度が考えられているということをお知らせすること。また、母子手帳をお渡しした方を対象に母親教室を会館の方で行っておりますが、こういった機会をとらえてのお知らせ、また町の広報。また、県内では県の方から市、郡、医師会を通じましてこの制度が周知されるように伺っております。

また、あわせて後期健診を県外で受けられるような例を申されましたんですが、そういった方については後ほどの、県外でございますんで、一たん払っていただいて、後からの領収書添付での償還払いというふうな制度も考えてみて、柔軟に対応したいと思っております。

以上です。

議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

井村淳子議員 大変前向きなご検討をいただきましてありがとうございます。

少子化対策として本年4月よりは小学3年生から6年生までの児童手当が拡充され、また10月より出産育児一時金は30万円から35万円まで引き上げられることになりました。それに加え、特定不妊治療費助成も、現行、通算3年から通算5年までへと延長し拡充されることにもなっております。また、これもあわせて広報の方でよろしくお願いいたします。

妊産婦健診の補助事業の7月実施に向け、担当部局の方々には大変にお世話をおかけいたしますが、子供を安心して産み育てることができる太子町を目指し取り組んでいかれるようお願いいたします。

また、財政難ではありますが、今後は町として妊娠前期の健康診査の補助をぜひともご検討いただきますよう要望いたしまして次の質問に移ります。

次に、有料広告事業の推進による財源の確保についてであります。

予算が足りないなら自ら稼ごうと、財政難に直面する地方自治体が保有しているさまざま

な資産を広告媒体として活用することにより広告収入を得たり、経費節減を図るといふ、いわゆる地方自治体の広告ビジネスをご存じの方も多いと思います。

今回私が取り上げるのは、広報または住民向けに送付する通知書や、その封筒、あるいはホームページを始め本町が持つあらゆる資産に民間企業などの広告を掲載して、収入増や経費の節減を図ってはどうかという提案であります。

少し事例を紹介いたします。愛知県豊田市では、市民課の窓口に着く封筒に広告を入れるかわりに、従来市で作成した封筒を無償で提供してもらうということとをされ、年間約100万円の経費節減。このような取り組みは、既に全国1,700の自治体でも導入されております。

また、政令指定都市横浜市も大変先進的な取り組みを行っております。きっかけは市職員の提案を採用したことが始まりのようです。私も横浜市のホームページを開いてみましたが、余りの斬新なアイデアに正直びっくりというよりも衝撃を受けました。市の広報紙や各種封筒、ホームページのバナー広告にとどまらず、職員の給与明細書や図書貸し出しカードの裏面広告、またみなと未来地区の全600カ所の街路樹の街路灯の広告フラッグ、広告つき玄関マット、公用車やごみ収集車の広告つきホイールカバーなど多種多様な資産を活用した広告事業を展開されておりました。横浜市の場合、16年度は広告収入と経費節減を合わせて約9,300万円の効果を上げられているそうです。そして、18年度の予算案では、16年度のほぼ倍の1億8,300万円を見込んでいます。

それぞれの予算規模からすれば、まだまだ小さな額かもしれませんが、わずかな財源でも知恵と汗を出して稼ごうという、このような姿勢は大変重要ではないでしょうか。ほんの一部の、ほかの市の例を紹介させていただきましたが、本町も今後広告ビジネスを推進し、町の財政にプラスになるよう取り組んで

はどうかと思いますが、当局のお考えをお尋ねいたします。

議長（佐野芳彦） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） まず、有料広告につきましても、自主財源の確保、また地元企業を広告するという事で産業振興や生活情報の提供につながると、それは考えております。

既に有料広告を実施している自治体の中では、少ない部数では期待する広告料では広告主が集まらない、広告主を探すのに苦労する、平等性の確保に難点といったデメリットを指摘する声もあります。

現在、太子町では各課のチラシなどを「広報たいし」に掲載することによりましてコスト削減に努めており、そのため広報紙で発信すべき行政情報量が多くなっております。必然的に空きスペースというものが設けにくくなっておりまして、有料広告を掲載することで、本来載せるべき情報を削るということになっております。そのため、有料広告を掲載することによりましてページ数を増やすという必要も生じることもありまして、今後広告掲載をしている他市町の状況を見ながら検討していきたいという課題ではあります。実施におきましては運用面等で難しい問題が生じるのではないかと考えておりまして、総合的に判断し、掲載を現在は見合わせております。しかしながら、他市町の状況を見て、今後また検討していきたいと考えております。

議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

井村淳子議員 先ほど総務部長の方からそういう話をお聞きしまして、本当にまだまだ検討の余地があると思います。運用面でもいろいろと問題があるということで、先進の市とか町とかがありますので、そちらの方をよく研究していただいて、特に横浜市の方で私もびっくりしたんですけども、いろんな広告事業に向けての取り組みに対して発信されております。そういうこともまた研究しながら、どうすれば財源が確保できるかということをもまた取り組んでいただきたいと思います。

す。

この太子町も本当に地方分権の流れの中で自立を目指してすることに決めたんですけども、やはり厳しい財政状況を何とか改善しようと、もうそれぞれのそういう自立を目指したところはしのぎを削っておるのが実情であります。太子町も行政改革推進室を設置して、いろんな改革に取り組んでいるところでありますけれども、住民に負担を押しつけるばかりではなく、何とか町職員もそういう財源を確保するというふうな姿勢を見せることが、町民にとって税金の使い道はどうなんかなってという考える機会にもなると思っております。新たな行政経営の観点から、職員の発想の転換を図るという勇気を持つことも大事なことでないでしょうか。

また、今言われたように、運用面でも難しいということではあります。公共性の課題整理とか、またコスト面も含め、検討いただきまして、財政に少しでもプラスになるように取り組まれますことを期待いたしまして、次の質問に移ります。

行政に提出する各種申請、届出書類のあて名、あて先敬称についてであります。

町に提出する書類のあて名は「様」という表記が一般的となっております。従来は「殿」になっていたものが「様」に変わってきたような経過をたどっているようであります。例規集には、まだ「殿」という表示がたくさんありました。役場窓口にあるものを見ただけでも、印鑑登録、税関係、福祉関係また学校関係など、あらかじめ太子町長様、教育委員会様、課長様など印刷されております。

冷静に考えてみますと、みずから返ってくる書類を用意して相手に渡すときには、

あてとか 行という字を書くのが常識ではないのでしょうか。大部分の人が、こういう書類は昔からの慣例だとあきらめているのが普通のように思っております。しかし、記入の際に時代錯誤のお上意識が見えて違和感を感じるのと住

民の声も寄せられております。

日本全国どこでも様づけで通ってきておりますが、これに風穴があき始めました。埼玉県の春日部市では、公明党の大山市会議員が16年12月議会で提案し、17年2月より実施しております。春日部市では600種類の書類にあて名が使われており、これを受け、各市町の議会で提案し、大阪府吹田市では今年18年4月から1,000種類の書類に順次「あて」が使われるようになるそうです。兵庫県では初めて上郡町において360種類中、約半数の書類が既に平仮名の「あて」に変更され、17年度中にはほぼすべての申請書類の変更が決まっているようです。また、芦屋市でも昨年10月より順次変更されていると聞いております。

本町でも町民の方が町に提出する書類の種類はかなり多いと思いますが、どのくらいあるのでしょうか。また、表記はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

国の法令に基づくものは法律の改正を伴うので、なかなか困難ですが、町の条例に基づくものの変更は可能であると思います。今後は改められてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

議長（佐野芳彦） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 町民の皆様から町にあてて発せられる文書の敬称につきましては、本来町民の皆様自主的な判断にゆだねられるものと認識をしております。一般的と称されている表記を用いております。

他の自治体の例では、文書に用いる敬称、文体、押印等の取り扱いに関する基準等を定めまして、敬称を略しているところもありますが、通常役職にあてる場合、あるいは役職についた個人名にあてる場合につきましては、「殿」「様」といった形で、その作法として案内をされているといった点もあまして、敬称省略の問題は検討の余地はあるとは思いますが、今すぐ直ちに敬称を省く表記に改めるということは現時点では考えておりません。

しかしながら、個人の自由でございますので、あえて町に対して「殿」「様」といった形は、こちらからは申しておりません。

議長（佐野芳彦） 書類の量は、数は。提出……。

総務部長（佐々木正人） 書類の数につきましては、現在ちょっと把握しておりませんので。

議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

井村淳子議員 今そういうお返事をいただきましたが、やはり最初から「様」と書かれていること自体がおかしいことではないかなと思います。民間企業においてもそうですけれども、必ずみずから返ってくる書類に書くときには「あて」であり「行」という字ありますので、やはりそこら辺の意識を変えろということが大事なことはないかと思えます。住民の方からいえば本当にお上意識っていうことで、最初から「様」をつけるっていうのは、本当は書く人が「あて」なり「行」を「様」にかえるのが本来でありまして、昔から印刷されているから、そういう自主的な判断に任されているからっていうことではなくて、こちら意識を変えて、そういうふうに変えていくことも大事な時代になってきているのではないのでしょうか。私はそう思います。

私もそうですが、町長も、また我々議員も、町の職員も、また町のために働く、公僕であると思っております。ですから、その観点から本当に町があて先欄を「様」から「あて」等に変更されている自治体が増えつつある状況にありますので、変更可能なものについては順次、またもったいないことではできませんので、取り組んでいただきたいという思いはあります。

今はするような考えは持ってないということではありますが、将来的にやはり今の私たちは町民の公僕であるという観点に立っていただきまして、主権者である町民の側から立った行政づくりという考えから今後改められることを要望いたしまして私の一般質問

といたします。失礼いたします。

議長（佐野芳彦） 以上で4番井村淳子議員の一般質問は終わりました。

次、17番首藤亨議員。

首藤 亨議員 17番首藤亨、通告に従いまして3点ほど質問をいたします。

まず、町長さんにお伺いをいたしますが、これ町長というよりも、むしろ町各部長さんの考え方の方が重要ではないかなあと考えております。

その第1点は、自立選択と今後の町政運営についての懇談会開催をするという公約についてでございます。

町長は各行政のトップとして各種の会議、出張、行政課題の消化について激務でありますので、なかなかその会を開催しようと考えられていても、その機会をつくること自体が難しいと。その間に時間が経過して機会を失すると、こういうことが多いのではないかなあと考えております。

今回の合併に対して断念をしたということを発表され、その後行政推進方策について、住民に懇談会等を開催して説明する、またお願いをするというようなことを公約された時点では、そういうことを思っておられたことについては推察はいたしますが、さて実施するとなるとなかなか機会がつかれないというのが現実ではなかったかなあと考えております。

そこで、今年度ももう1カ月を切ったわけですから、年度中の開催は恐らく無理だろうと考えられます。

そこで、今後いつどのようにして開催するのかについてお尋ねをするわけですが、町長が考えられているのは、恐らく歴代の町長が開催されていきましたような、いわゆる行政懇談会とか校区ごとの説明会、こういうことを考えられているのではないかなと思うんです。そんなやり方をしていたら、これからの行政に対する公聴、広報等のことはなかなか難しくできないと思うんです。

各部長等がその気になって、例えばかつて

の同和教育研修会のように、それぞれのグループを分けて各集落に入るとか、または今回ですと下水道のいわゆる普及のための説明会等がなされている。そこへ何人かの総務部局なり民生部局が一緒に行って、その時間帯を5分ほどおかりをして太子町の現状を報告すると。こういうふうな分散報告をすれば、住民にも広く直接説明もでき、またその時点で会合が終われば、それぞれの担当に対して、私はこう考えるんやけど、町ではどない取り組んどんやと、こういうふうな公聴もできるのではないかなと考えておりますが、この辺の懇談会の公約をしてきたということは、やっぱり実行してもらわなければならないと思うんですが、取り組み方についてお尋ねをいたします。

議長（佐野芳彦） 町長。

町長（首藤正弘） 議員ご指摘のとおり、この問題につきましては、私もやっていかなければいけないというのは十分承知しておる中で、本来本年度からやるべきことで考えておりました。いみじくも今議員ご指摘のように、当初は各校区でやっていこうということで考えておりましたんですが、いろいろのご承知のとおりございましたんで、ちょっと機会を失したというのが私の本音でございます。

そうした中、やはり一度そういう校区単位で実施をして、あとどういうふうに分散していくか。太田ですと2カ所か3カ所に分けてやっていき、また石海ですと南、北、そういう分散の仕方、そうしたものは検討していくべきだろうと思っております。

なかなか、これ時間的な問題もございません。余り長くやっても中身がございませんし、いみじくも今議員の方から下水のとか何かの説明会、我々もよくそうした説明会に行ってきましたんですが、長いということでもおしかりを受けます。そうした中での5分ほどで本当に何ができるかなあとということもございしますが、そうした面、私は新年度早期から実施していきたいと、このように思っ

ております。とりあえず段階を踏んでのそうしたまちづくりの集いと申しますか、町民の皆さんのご意見もお聞かせ願いながら、町の方向性もお示して話し合いをしていきたいと、このように考えております。よろしくお願ひします。

議長（佐野芳彦） 首藤亨議員。

首藤 亨議員 恐らくそういうことだろうと思うんです。町の行政報告なり実情報告ということになると、どうしても総代会の出席とか、こういうことに固執されがちなんですが、先ほど井村議員がおっしゃったように、行政側が発想を転換しない限り、過去のしがらみからなかなか抜け切れないと思うんです。私自身も実は、議員ですから議会の報告をかっては議会だよりという形で出しておりましたが、それにもなかなか時間的に最近はつくれなくなりましたし、年もとってきましたから根気も少なくなったということで、今はふれあいサロンが毎月開催されますんで、そこへ行って最近の状況という形で報告をしてる。皆さんの反応は、そうした方が逆にわかりやすいし、もう時間とってあれもこれもと言われるより、よっぽどかわかるというようなことをおっしゃいます。したがって、私もそういうふうにした方がいいんじゃないかなあと。

特に、町長当選後、揖南消防の解散の問題、今回は揖南衛生組合の揖龍への移行の問題、それからほかに各市町に町が合併をしていくわけですから、県下の町のトップの会議等の今後のあり方、それから揖保郡会、郡の行政のあり方等、いろいろ多岐にわたることは、私もそちら側に座っていたから、つくろうと思いつながらなかなかつくれないだろうなあというのは想像できます。何もかも町長がするのではなしに、やはりそのために担当部局があるわけですから、その部局を信用して、少しずつ住民に説明する機会をつくっていくと、また聞く機会をつくっていくと、そういうことを提言をしておいて、次の問題に移ります。

今度は教育委員会部局であります。

公民館の発表会が前の土、日にわたって作品発表が行われ、今度の4日、5日の日にいわゆる実的なものの芸能部門とお茶とか、そういうものの発表会が、今回はどうしたわけか5つの公民館が合同で中央公民館で開催される計画がなされています。

私は、公民館は講座、地域の学習活動の締めくりとしての発表会であったはずで、公民館の中で、最近町の行政改革のあおりか、それとも館長の社会教育が十分理解できないわけか、主催講座が減っている関係で、各公民館で聞いてみると、発表する部門が少ないんだと。これはちょっとおかしいと思うんです。公民館の学習講座の発表会であると同時に、地域の各種活動の発表会の機会であると思っております。

いみじくも町長の施政方針の中でも、公民館は地域住民の最も身近な学習拠点でありますと。教養の向上、生活文化の振興、趣味の拡大進化など、多様化する学習ニーズに応じた講座を開設し、生涯学習の発信基地となる。一層の活動支援に努めてまいりますと。

既に発信が終わって紹介をし、自主活動を始めた部分の発表の機会をつくるというのが地域の地区公民館の役目ではないのかなあと私は考えております。それが証拠に、南総合センターでは、講座以外の地域の交流活動の発表会が同じ5日の日に行われ、あのプログラムを見てもらったらわかると思うんです。あれは南総合センターだけの学習講座の発表会ではありません。地域の発表会であります。

公民館のあり方について、私は少し最近はおかしくなったんじゃないかなあと思いますが。発表の機会が狭められ、美術展や芸術祭と異なり、公民館発表会は趣旨が全く違うわけですから、各館がどのように考えているのか、館長の人事配置にも問題があるんじゃないかなと。人事にわたって物申すのは、なかなかちょっと問題があるかとは思いますが、この辺について教育委員会としてはどの

ように考えられているのか。また、いわゆる事務局ではなしに、5人で構成する教育委員会ではどのように検討がなされ、あれを受けとめられているのか、この点についてお尋ねをいたします。

議長（佐野芳彦） 教育次長。

教育次長（山本庄一郎） ご質問にお答えします。

公民館は、その地域住民の教養の向上、健康の増進を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するというのが目的でありますし、また住民が集い、学び、結び合う生涯学習の拠点でもあります。そのため、定期講座の開設、サークル、同好会の趣味活動への支援などの事業を行っているところでございます。

この学習活動の成果を発表する場ということで、先ほどもおっしゃってましたように、これまでは年1回3月にそれぞれの公民館において学習発表会という形で開催をしてきたということにつきましてはご案内のとおりでございます。

今年度、中央公民館で共同開催をするということで、既に3月25、26につきましては終了したわけでございますが、展示部門ということで終わったわけでございますが、このことにつきましては、中央公民館で共同開催するということにつきましては、各館とも高齢化の傾向にあると。そして、パネル設営が困難になっているということ。また、マンネリ化しているというような声もありましたので、講座生の意見を聞くとともに、館長会で検討した結果、合同開催をするということで、それぞれのよいところ、また改善すべきところ、こういったことを知るよい機会になるのではないかとということで、試行的に変更したものでございます。

今後のことにつきましては、行財政改革の一つであります指定管理者制度の導入に向けての調査研究、こういったものを行うとともに、今年度の発表会の結果を踏まえまして、さらに改善をしていきたいと考えておりま

す。

それから、定例の教育委員会を行っておりますが、そういった中では特にこの公民館の経営の仕方といいますか、その持っていく方ということについては現在のところ協議をしていないところでございます。

以上でございます。

議長（佐野芳彦） ちょっと暫時休憩します。

（休憩 午前11時20分）

（再開 午前11時20分）

議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長（山本庄一郎） すいません。訂正させていただきます。

展示部門の開催、3月25、26と言いましたが、2月25、26の土、日でございます。

議長（佐野芳彦） 首藤亨議員。

首藤 亨議員 現在、次長が回答されたようなことは、既に私もよく存じております。高齢化とパネルの運搬等に人がないんやと。これは逆じゃないかなあと私は考えてます。言われればいつでも応援しますよという人がたくさんいらっしゃるわけですね。要は依頼をしないから。特に講座生に頼るからそうなるんですね。

現に、これは石海の例をちょい一部挙げますが、各集落で既に作品発表会をしているところが5カ所ございます。それらはみんな手づくりで、いわゆる中央公民館にあるパネルをみんなして持って行って、それが触れ合いになっているわけです。

したがって、私今も言いましたように、地域の学習の発表の場であると。公民館の学習課、講座生だけの発表会ととらえるからそうなるんです。これは中央公民館の場合はそれでいいかもわかりませんが、地域の公民館というのは文化学習活動の拠点なんですからね。それぞれの地域でそれぞれの活動されているものをお互いに発表し合ったり、子供さんの参加を得て、若者の参加を得てするという、それらの諸活動をするのが館長本来の

仕事です。それを今指定管理者制度っていうような話をされておりますが、確かにそういうところは但馬で既にもう始まっております。それらは今私が申しましたように、地域の学習力または館長経験者等がいらっしやいまして、地域の動員力を持っているところがやっているわけです。今、大津茂校区の公民館でも一部それを取り入れております。

要は社会教育に対して、先ほど教育委員会の中でも特に取り上げて話題になったことがない。むしろ、これからは生涯学習というのは、学校教育も将来の子供たちのことですから、教育長さん始め力を入れてもらうのは大切ですけども、生涯学習ということももっと必要だ。そのために太子町は学校OBの教育委員さんらだけではなしに、民間経験者やとか県行政の経験者等を入れた構成にしようということ、せっかくそういうふうな取り組みがなされ、教育委員構成もなっているわけです。社会教育にもっと目を向けていただくべきだと思います。

やり方については、どのような方法であってもいいんですが、地域の公民館としての活動であるべきだと思います。館内の学習だけを発表する場なら、そらもう毎日、週に何回かずつ学習してるんやからマンネリになって当たり前なんですよ。そうではなしに、もっと違った面の発表なり展示がなされて、ああ、こういうものもあるんだなあ、こういう部門に手を広げていきたいなあという関心を持たず、こういうことが大切ではないかなあと思いますので、その点を申し上げて次に参ります。

次は、幼稚園での集団通園のあり方についてであります。

このたび滋賀県長浜市でのいわゆる事件を受けて、集団通園のあり方についてあらゆる方面で問題になっております。

中井議員がおっしゃっている見守り隊の結成とか、見守りをしているんだから、危ないんだから集団通園をもっとせなあかんところもあるれば、自信が持てない、よそのお

子さんまで責任が持てないということで、これを機会に、長浜市がいい例なんです、集団通園を取りやめたというようなところもあります。

太子町では今後どのように取り組もうとされているのか。南北の幼稚園の合併、東西の幼稚園の合併で、従前より通園距離が非常に長くなります。これらについて、次長自身が一番遠い小学校でバス通学をする地域に住んでおられますので、その事情についてはよくご存じだと思うんです。しかも、いわゆる幼稚園児の年代にしてバス通学が本当に可能なかどうか、この辺の問題も考え合わせて、また遠いところ、石海校区では太子ニュータウンなんですがニュータウンは、お子さんがいつかはぎょうさんおられましたけども、現在は2名だと思っておりますけども、こういうところが集団通園、両方と入れても4人ほどですなあ。2日か3日に1回ずつ幼稚園の送迎をせなあかんと、こういう形で本当にいいのかどうかの問題について、通園バスも考えているんだというんですが、4月の幼稚園の入園式には間に合わないと思います。この辺のところをどのようになさろうとしているのか、お尋ねをいたします。

議長（佐野芳彦） 教育次長。

教育次長（山本庄一郎） お答えします。

幼稚園児の通園につきましては、原則として保護者の責任において送迎をお願いしております。太子町内では各幼稚園とも各地区ごとに保護者の自主的な話し合いのもと通園方法を決定しております。その結果、自治会を単位としたグループ通園をしている園児が全体の77.5%、338名。その他の22.5%、98名は個人的に送迎をしていると、こういった状況でございます。

毎年2月に行います入園準備会におきまして、入園に関しますパンフレットをお配りして、登降園については保護者責任でお願いしたいと、こういう旨の説明をさせていただいております。今後も保護者の自主的な対応にお任せしたいというふうに考えておりま

す。

次に、通園バスの件でございますが、このたびのバス運行につきましては、あくまでも統廃合に伴うものということで位置づけておりました、旧太田東幼稚園区、旧石海南幼稚園区を対象に運行するという事としております。

以上でございます。

議長（佐野芳彦） 首藤亨議員。

首藤 亨議員 表向きは自主的な判断にお任せして、集落ごとに七十何％が集団通園をしていると。その実態は、断るに断れへんし、私だけってということになるという、その煩わしいことを避けて、もう無理してでも保育所へ行かそかというようなのが実態です。したがって、幼稚園の就園率が50％を割るといふ。もちろん職業を持っておられる方がかなりですけども。という、裏側の実態、保育所へ行くために、3月と4月だけパートに就職するという実態等も考え合わせて、この原因の一つには集団通園があるという実態を十分掌握されて、南だけの、それから東の部分だけの通園バスが計画されているようですが、それ以外の問題を含んでということをご指摘して私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐野芳彦） 以上で17番首藤亨議員の一般質問は終わりました。

次、7番橋本恭子議員。

橋本恭子議員 失礼いたします。会派21世紀クラブ7番橋本恭子、通告に従いまして、出前講座について一般質問を行います。

“和のまち太子”自立に向けた将来ビジョンを町長は平成16年9月に発行され、17年度以降に実施を予定している事業の概要で、ソフトの事業の対話型事業で、各種団体やグループから要請を受けて、行政各分野の説明を行う出前講座を実施しますと掲げ、平成17年6月から太子町出前講座が始まりました。

町政のことや生活の身近な問題をテーマに、職員が講師として地域に出向き、いろいろな制度の仕組みや事業、施策などの内容に

ついて話し、役場をもっと身近な存在にと考え実施されています。

太子町出前講座のメニューは29に分類されています。開催は原則として平日、月曜から金曜まで、午前9時から午後9時までの1時間程度となっております。

開催の費用は、講師の派遣は無料ではありますが、実習の材料費は個人負担になっております。申し込み方法は所定の申し込みで、役場、企画政策課や各地区公民館に備えつけてあり、また太子町のホームページからダウンロードできる。必要事項記入の上、講座開催日を希望する日の2週間前までに企画政策課に、郵便、ファックス、メールでも可で提出するようになっております。

2月分全協資料によると、平成17年度出前講座講師派遣申し込み一覧表によると、昨年6月から今年の2月まで27件で、そのうちさわやか健康課が22件、社会教育課が1件、生活環境課が3件、町民課が1件となっております。実施日は、平日が21回、土曜日が4回、日曜日が2回でした。

さわやか健康課の職員に講師の側として地域に出向いてどうか話を聞いてみると、時間帯について平日でも午後9時ごろまでとか、土曜日、日曜日でも要請があれば、こちらの都合がつけば出向く。しかし、1年間通して同じ団体やグループの出前講座は2回までと限定しているそうです。さわやか健康課は、出前講座が始まる前から、ふれあいサロン、シルバー、自治会、婦人会から要請があれば、講師として地域に出向いていたそうです。平成13年度は20回、平成14年度は19回、平成15年度は20回、平成16年度は22回。内容によっては町民の方の反応を見て、おもしろいことも入れながら、わかりやすい講座に努力しているとのことでした。

私は、講座メニューについて、太子町、たつの市、姫路市の17年度のことを調べてみましたが、太子町の講座名は、町政の仕組みが6、暮らしと環境が5、福祉保健が11、まちづくりが1、消防防災が1、教育文化が4、

で29です。

たつの市の講座名は、市政の仕組みが11、市政の暮らし環境が13、健康福祉が10、観光産業が7、安心安全が8、教育文化が7、計56。

姫路市の講座名は、市政の仕組みが20、暮らしと環境が14、福祉保健が28、産業が8、まちづくりが14、消防防災が5、教育文化が12、計101となっております。

出前講座は、太子町は平成17年6月から取り組み、今現在2月で27件で859人の参加を得ております。

姫路市の場合は16年から取り組み、平成16年度は206件、7,011人の参加で、平成17年4月から今年の1月まで296件、1万4,465人の参加を得ております。

たつの市の場合は平成12年度から取り組み、去年16年度は109件で4,881人の参加。平成17年度の4月から9月の上半期は76件、2,685人の参加。あと、上半期は全体と見て、この17年度は150件と計算し、5,300人の参加が得られるようです。

それで、姫路市の16年度の好評な講座名を調べてみますと、消防火災の関係で、あなたの大切な人を守れますか、普通救急救命講習が82件。2番目に好評なのは福祉保健関係で、もっと知りたい介護保険17件。3番目が暮らしと環境関係で、知っていますか自分の年金、10件です。4番目、福祉保健関係で、障害福祉について知っていますか、10件です。

それから、たつの市の16年度の評判な講座名は、1番に安心安全関係で、あなたは身近な人を救えますか、35件で1,385人の参加を得ております。2番目、安心安全関係で、早く通報119番、15件で875人の参加。3番目、安心安全、知っておきたい初期消火、これも17件で830名です。

太子町の17年度の評判な講座名は保健福祉関係で、1番、2番、3番とも同じ7件ですが、転倒骨折予防教室が7件、227人。それに、気軽に体操7件で128人。3番目、福祉

保健関係で、生活習慣病予防7件、125人となっております。

そこで伺います。総務常任委員会でも出前講座について次年度どうするか、内容についても見直すべきではないかと質疑されていますが、実績と成果を踏まえて、お考えをお聞きます。

それと、住民の声はどうであったのかという2点に絞りたいと思います。よろしく願います。

議長（佐野芳彦） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） まず、太子町の出前講座につきましては、2月末日までに自治会と25団体の会場で33回の講座が開催されておりまして、延べ1,040名の住民が参加しております。

成果としましては、各自治会ふれあいサロンなどの会場で開催希望が多く、好意的に受け入れをしていただきました。

また、再度開催申し込みがあり、ある程度この出前講座が周知されたものと考えております。

しかしながら、依頼のありました主な内容が先ほど言われましたような福祉保健に関する健康相談、生活習慣予防、それと消防防災の災害への備えといった一部に偏った講座になっております。33回のうちの約8割がさわやか健康課の所管事業であるため、全課にまたがるような講座にまでは広がっていないというのが現状であります。これも大きな住民ニーズであったものかと考えております。

今後の方針としましては、現状のメニューをより細かな内容に変更したり、新規のメニューを追加して多くの住民に興味を持っていただける内容に工夫を凝らしていただきたいと思っております。

18年につきましては、暮らしと環境といった中で2講座、それと福祉保健につきまして1講座、産業に関しましての1講座、それと教育文化に対しまして2講座ということで増やす考えをしております。

議長（佐野芳彦） 橋本恭子議員。

橋本恭子議員　それで、太子町のメニューは増やす考えのように聞きまして、この出前講座を今後続けるという回答をいただきましたが、私もやはりたつの市とか姫路市の内容を見てますと、ここにも太子町のメニューがあるわけなんです、消防と防災関係が1つなんですよね。だから、どこの市や町も割と防災関係に興味があるというんでしょうか、そういう関係で5つぐらい計画しております。

それから、太子町にないなと思ってたのが今佐々木部長が言われてましたように産業、観光、そういう部門がありません。だから、やはりつくる必要があるんじゃないかと思っております。

それに、姫路市の場合もちょっと講座名について今101あるわけなんです、来年18年度また7件増やされるそうです。その内容としまして、産業の中に姫路の場合は動物園があるわけなんです。それで、動物園の希望で7項目というんでしょうか、7メニュー増やすとなっております。

やはり、たくさんの人に利用してもらうためには、内容のインパクトというんでしょうか、講座名を見て、ああ、これだったら行ってみたいなあ、住民が一目で見て興味をそそるというんでしょうか、たつの市のように防犯防火だけの1つの項目じゃなくって、やはり早く通報119番とか、あなたは身近な人が救えますかとか、そういう呼びかけの、そういうイメージアップというんでしょうか、そういう項目に興味をそそるような気がしますし、このメニューについてはちょっと増やされますが、十分考えていただいて、皆さんにもっと利用していただいて、一つでもたくさんの人に理解していただいて、町政のことをご理解していただけるような講座の仕組みをしていただきたいと思いますが、産業関係のメニューについて今佐々木部長は増やすということでしたが、どういう内容を一応予定されてるんでしょうか、お伺いいたします。

議長（佐野芳彦）　総務部長。

総務部長（佐々木正人）　講座名につきましては、太子町の農業を考えるとといったものでありまして、これからの農政についての内容でございます。

議長（佐野芳彦）　橋本恭子議員。

橋本恭子議員　姫路市とかたつのを見て、やはり農業は必要ですので、農業も一本だけじゃなくって、2つか3つのメニューを考えられて増やしてほしいと思います。

それから、私は一番まず言いたいのは、消防防災関係を1つにするのではなくって、やはり3つぐらい計画されて、メニューを増やされて、今消防はたつの市に委託になっておりますが、太子の分署というんでしょうか、太子署もありますので、ちょっとお願いして、その直接太子の方からも来ていただけるような講座メニューを増やしていただきたいなと要望し、最後に、住んでよかった太子町を目指し、ハード面は財政厳しい折、難しいことがたくさんありますので、ソフトの面の事業を充実していただくために、出前講座のメニューを増やし、継続し、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（佐野芳彦）　この際、暫時休憩をします。

（休憩　午前11時45分）

（再開　午後0時59分）

議長（佐野芳彦）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次、1番上山隆弘議員。

上山隆弘議員　1番無所属上山隆弘、通告に沿って質問をいたします。

前助役の逮捕についてと予定価格の漏洩についてということで、町としての今後の対応と防止対策、あわせて町長としての責任について、信頼回復の考え方について、この3点についてお答えください。

議長（佐野芳彦）　町長。

町長（首藤正弘）　お答えします。

まず、こういう事態に陥ったことに対しま

して深くおわびを申し上げたいと思います。

まず、第1点目の今後の対応と防止策というところでございますが、やはりこれ入札に関することも含めて、すべての業務におきまして、全職員に対して法令等を遵守し、また地方公務員としての職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念するよう、そしてまた職務上知り得た秘密等は当然漏らすということはあるべきではないこととございます。そうした面も徹底して指導していきたいと、このように考えております。

そして、今後の対応につきましても、関係所管課で入札また契約等の改善等をやる検討し、不正の起こりにくい体制に持っていくと考えるところでございます。

そして、町長としての責任についてと信頼回復の考え方についてということとございますが、今、今回の事件につきましては、やはり町民の皆さんの信頼を裏切ることになり、心よりおわびを申し上げ、また深く反省するところでございます。このような不祥事が二度と起きないように問題点の洗い出しを始め、必要な検討を行いたいと考えておりますが、今のところ事件の全容等につきましては、事態がまだ推移しております関係上確認ができないというところでございます。

いずれにいたしましても、今回の事件を重く受けとめ、今後の町政運営をしっかり行い、町民の皆さんの信頼を回復するために強く決意をいたしているところでございます。そうした面、これから捜査当局の全容等々も明らかになり次第対応を考えていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（佐野芳彦） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 私もこういった質問をしなくてはいけないということが残念のように感じますが、この事件に関しましては大変町民にとっては大きな衝撃を得ていることであるというふうに思っております。

こういうことを繰り返さないように、入札を含めすべての業務に対し再度取り組んでい

かれるということではございますが、町長は報道の中で、こういった前助役が業者との絡み合いがあったかなかったかについて知らないということをおっしゃっておられました。過去に前助役は業者から議会にも提出があった文書において名前も書き、判子をつけていた事実もございました。こういったことから何も感じるものがなかったのかなのか、実際これが予測できたことではなかったのかということをお尋ねしたいんですが、いかがでしょうか。

議長（佐野芳彦） 町長。

町長（首藤正弘） 私と前助役とは、いつもそういう話をいたしておりました。そうした中で、これ入札等々の問題につきましても今までいろいろと取り組みをした中で、まさかこういうことが起きるといようなことは思ってもおりませんでした。前助役といろいろと話をする中でもそうしたことは出てきておりません。私も、そうした面はやはり監督等々の不行き届きの面があるのではないかと、このように反省するところでございますが、何分こうした問題につきましては表に出てこないとわかりにくい面もございます。やはり、先ほども申し上げましたように、一人ひとりが行政の担い手また幹部であるということ、そして公職についている身であるということと十分認識する必要があるのではないかと、このように考えております。そうした面を十分に徹底をしていきたいと、このように思います。

以上です。

議長（佐野芳彦） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 町長は、第6項目自治と連携による強い町というところで、このたびの施政の方針においても、もとより私は、簡素で効率的、効果的な行政運営につきましても行政みずからその体制を整備し、住民や議会と協調、連携して、かつ説明責任を果たしながら推進していくべきものであると考えております。現在のような答弁では、その説明の責任を果たしているようには思えないので

すが、いかがでしょうか。

議長（佐野芳彦） 町長。

町長（首藤正弘） この問題につきましては、本当に内容的に競売入札妨害という容疑でこういう逮捕というようなことになっておりますが、その全容が今まだ調べ中であるということで、わかっておりません。そうした面を十分確認しながら対策を考えていき、またしかるべき対応をとっていきたいと、このように考えております。

議長（佐野芳彦） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 それでは、やはり信頼回復に努められるということは間違いのないということで確認をさせていただきますが、その中で先日の議会での報告の中では、これから捜査当局に全面的に協力をしていくと、そして全容の解明に当たっていくと町長は答弁をされたわけですが、一体当局はどのように司直に協力をしていくような体制を持つのでしょうか。

議長（佐野芳彦） 町長。

町長（首藤正弘） やはり今捜査が行われております。そうしたことは私どもの方には一切入ってきません。そして、捜査当局の方からは書類の押収等々もございました。また、任意提出というようなこともございます。そうした面には全面的に協力をしていき、やはりこうしたことが二度と起きないように、出すべきものはちゃんと出していき、そして今後の対策にもそうしたことが必要になってくるのではないかと、このように考えております。やはり、私自身こうした面につきましては十分内容を精査してやっていくべきだと、このように考えております。そうした面、よろしくお願ひいたします。

議長（佐野芳彦） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 では、その信頼回復において事件以降、町当局は当局内部においてどのような調査を行い、今後どのような方向で住民には説明をしていく話になっておるのでしょうか。

また、過去のリコール運動に対しまして

も、町長は過去の答弁において、しかるべく時期に説明を行いたいというふうに話しておられましたが、その内容もあわせてお答えいただきたいと思います。

議長（佐野芳彦） 町長。

町長（首藤正弘） いつも申し上げております。前の件につきましても、まだいろいろと進行をしております。やはり、こうした件につきましては、当局の方も内容的には何も報告、また聞きに行っても教えてもらえるものでもございません。そうした中で、やはり今回の件についても、前回の件につきましても、はっきりした段階で住民に説明をしていくべきだろうと、このように考えておりますので、その点はよろしくお願ひします。

以上です。

議長（佐野芳彦） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 容疑者として挙がりました南山氏は、過去には1日に我が町の入札を3つ落札しておることもございましたようです。そのときは入札の制度が若干違うかったわけですが、こういった内部の過去の状況においての再度の見直し、あるいは現在警察に聞きに行っても話が聞けないということではございますが、内部の引き締めにおいて何かとられた対策はございますか。

議長（佐野芳彦） 町長。

町長（首藤正弘） やはり、この2月22日の捜査が入りましたのは10時15分ごろであったと、このように思っております。その後、昼12時半から庁議を開催し、それぞれの部局で早急に文書を作成いたしておりましたので、職員に周知徹底を図ったところでございます。

そしてまた、その後それぞれの部課にメールにて綱紀肅正の面を徹底するようにということで通知をさせていただきました。

今も申し上げておりますように、詳細がわからないということは、今のところ競売入札妨害という容疑でございますが、背景にどういふものがあつたのかというようなことも全く知らされておられませんので、そうした面を

十分踏まえながら、職員にはやはり公務員としての規律、そうしたものをしっかり守って、事務執行に遺漏のないように取り組んでほしいということで今のところ啓発といえますか意識のさらなる危機感を持って対応するようにということで促しているところでございます。

以上です。

議長（佐野芳彦） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 内容としては、はっきりとわからないところもまだ多々あるというようなことではないかというふうに考えますが、このまま終わってしまうようなことではいけないというふうに思いますし、住民の方では町長を応援された方々も、やはり町長自身は大丈夫なのかと心配をしておられる面もあります。町長自身が全く知らなかった、関与がなかったということは間違いのない事実であると信じたいところではあると思います。しかしながら、どの会社を見ても、ナンバーツーが逮捕されてナンバーワンが関係なかった、知らなかったでは済まない問題であるというふうに考えます。そういった意味で町長としての責任については、今後明らかになったならば、どのような対応で考えていかれるのでしょうか。

議長（佐野芳彦） 町長。

町長（首藤正弘） そうした質問に対しては、今のところ仮定というようなことしか答弁はできません。内容等を十分精査して問題には対処していきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（佐野芳彦） 上山隆弘議員。

上山隆弘議員 最後に、やはり過去からこういった問題が業者間との間でここ最近がたがたしていたことは事実です。その中において、やはり何かあったのではないかと、ああ、やっぱりなという声も聞かれるときもございました。そういったことがあるということは、単独で頑張っていこうとしている町にとっては大変マイナスな情報でございます。そ

ういった意味では、早い時期に明らかにしていただくことは、警察はもとより庁内部での検討、それから入札においても過去から高値落札であったことは、ほかの議員においても問題になっていたことではないかというふうに思います。早急な対応を求めたいということが私の希望でございます。

そして、町長も本当にこれを報道の中で知らないというような発言をするということが、私自身はそれはだめじゃないかなというふうに考えます。早い時期に皆にはっきりとわかるような説明ができる日が来ることを願っておりますので、その辺に対して努力をしていただけるよう切にお願い申し上げます。これで1番上山隆弘の質問を終わります。

議長（佐野芳彦） 以上で1番上山隆弘議員の一般質問は終わります。

次、2番服部千秋議員。

服部千秋議員 それでは失礼いたします。2番服部千秋、公共施設の民間委託についてお尋ねをいたします。

特に、図書館について早急に民間委託すべきではないという点も含めましてお尋ねをしたいと思っております。

当局からは、町内の複数の施設を民間委託しようという方向が打ち出されております。業務内容等を考慮しますと、一律に民間委託すべきではない分野もあるのではないかと思います。業務内容、町民の受けるサービスの密度等に十分配慮した運営が求められるべきであります。各施設を民間に委託した場合のメリット、デメリットについて、経費の面だけでなく、業務の面、町民の皆様が受けられるサービスの面ではどのような点に変化が見られるのでしょうか。これについてお尋ねしたいと思います。

それから、行革推進室と各担当課との関係についてですが、意見のすり合わせをされているのかという聞き方よりも、むしろこの行革推進室は各課にその各課ごとの検討すべき内容を十分検討してもらって、それを取りまとめているという役割を主な役割としている

のでしょうか。

国の方針に基づいて民間委託を町内のどういう施設でどういうふうにできるのか、具体的に各課で考えてもらいたい。それを取りまとめる担当部署として行革推進室が取りまとめるという認識でよいのか、行革推進室の位置づけについてもお尋ねしたいと思います。

まず、以上の点につきまして答弁をお願いします。

議長（佐野芳彦） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） まず、民間委託をした場合の変化についてということのお尋ねでございますが、限られた財源が最も有効に活用されるよう構造を見直すというものでありまして、民間活力による、より安価でより良いサービスということがもともとの指定管理者制度の扱いでございます。公共性が薄まったり、町民の皆様の受けるサービスが異質なものに、また低下を来すということになるものではございません。

また、一律に民間委託とのご指摘がありましたが、ただいま取り組んでおりますのは、民間委託の推進という形の観点から全施設の総点検をしているということでございます。点検の状況につきましては、今後太子町集中改革プランとしての公表をするという運びになっております。

次に、行革推進室に対するご心配の向きでございますが、この改革につきましては太子町の改革でありまして、行革推進室は取り組みの進行管理ということを担当しております。その面での指示は行っておりますが、各所管課との点検の状況を逐一把握してるということになりますと、実質は困難でございます。

点検の状況としましては、四半期ごとに、あるいは半期ごとに行っておりますが、経費を中心とした指示に重きが置かれ過ぎているのではないかとご指摘につきましても、施設の設置目的を効果的に達成するという大前提に立って点検をただいま行っております。したがって、経費が中心ではないと

いうことを改めて申し上げておきたいと思えます。

また、図書館につきましても、先ほどありましたが、現在町が指定管理者の導入の可否を検討しているとか、業務の一部、全部につきまして委託の推進を検討しているということは、あくまでその検討するということの中でメリット、デメリット、そういうものを抽出しまして、最終的にするかどうかを決定していくということでございまして、初めから指定管理者制度に移行する、また業務を委託するという考えに立ってのものではございません。

以上でございます。

議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

服部千秋議員 ありがとうございます。

いろんな施設が町内にございますね。保育所、児童館、前処理場、つくも荘、体育館、図書館、文化会館、歴史資料館、公民館、水道事業所、メモリアルパーク等あるかと思うんですけど、各担当の、教育委員会であれば教育委員会、それから福祉の部門であれば福祉の部門、それから水道事業所の方であれば水道事業所の方。今までのところ、どのようなメリットがあるとかデメリットがあるとか、どういうふうにしたらいいかなんかということそれぞれの所管の部署内で各課等におきましてどのような議論がなされてきたのか、現在わかっている範囲で各ところごとにお答えいただきますでしょうか。

議長（佐野芳彦） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） それぞれの施設につきましてもメリット、デメリットをどのように現在把握してるかということでございますが、まず最初には指定管理者の導入の可否を検討している施設、それと町で直営することを決定しているが将来的に検討を要する施設というようなものを各担当課の方で抽出していただきまして、現在その中でふり分けをしていると。そして、今現在がメリット、デメリットを抽出する時期に来てると。最終的にはどの施設においても21年度までに

結果を出すということでございます。

議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

服部千秋議員 総務部長の立場としては、そういう各ところから出てきた大きなまとめを述べられてると思います。

では、各部門とか、教育委員会とか水道事業所で具体的にどのようなことをこれまで議論されてきたのかについて、各ところごとにお答えいただけますか。

議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

生活福祉部長（寺田和雄） お答えをいたします。

私の担当の方では、先ほど総務部長からございました指定管理者制度の導入の可否を検討している施設ということでメモリアルパーク、また現時点で町が直営することを決定しているが将来的に検討を要する施設ということで斑鳩保育所、児童館を掲げております。

今日まで、まだ本席、また皆さんにお知らせする状況に至っておりません。今後これらにつきましては、21年度末までに十二分に検討いたしまして考え方を整理していきたいと思っております。

以上です。

議長（佐野芳彦） 教育次長。

教育次長（山本庄一郎） 教育委員会関係の民間委託に対する推進の状況でございますが、指定管理者制度の導入の可否を検討している施設ということで、町民体育館、陸上競技場、テニスコート、図書館、文化会館、歴史資料館、公民館となっております。町が直営することを決定した施設数というところでは給食センター、これは一部委託という形で検討しております。南総合センター、幼稚園、小学校、中学校という方向でございます。

現在のところ、まだ情報収集という段階で、やはり先ほども寺田部長の方が申し出ておりましたように、21年度までにメリット、デメリット、そういったものを出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（佐野芳彦） 水道事業所長。

水道事業所長（西村隆志） ご指摘の指定管理者制度の導入可否の施設という形で水道事業所が挙がっております。しかしながら、水道事業所のすべてが指定管理者制度に該当する施設ではないかなと考えております。それにつきましては、先ほど言われておりますように、21年度までにはそういう施設の内容につきましては精査しながら指定管理者制度に移行できる部分等につきましては、検討する一つの内容につきましてデメリット、またメリット等を精査しながらそういう移行の時期を考えていきたいと考えております。

以上です。

議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

服部千秋議員 今それぞれお答えいただいた中には、今まで各担当課等でメリット、デメリット等について話された内容についてはどなたもお触れいただきず、可否を検討して、全部委託するとか一部委託するとか、そういうことをここはこういうふうにしようと思うということだけを述べられたわけですが、いろいろ検討していく段階には当然いいところとか悪いところとか、いろいろ議論が各部署でされてると思うんですね。ですから、そういうことについて民間にお願いした場合に、もちろんいいところもあるでしょうし、もしかしたら悪いところもあるかもしれません。そういうことについて各部長さんとか事業所長さんとか教育委員会さんとか、そういうことについてどのようなことがこれまで議論をそれぞれのところでなされているのか、それについて質問をいたしましたので、再度お願いしたいと思います。

議長（佐野芳彦） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 最終的にそういった内容につきまして、検討よりも結果的に出ておりましたら、各所管の委員会また審議会、そういうところに諮って行って最終的には決定していきたいということでございまして、今はあくまで担当課内部でのそういうメリット、デメリットの抽出という形で行って

おります。

議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

服部千秋議員 それでは、ここでちょっと押さえておきたいことなんです、この民間委託をするということについて、従来からできるだけほとんどのものをしていこうというような方針でお話を当局がこの流れからいつてされてきているやに受け取っていた部分も私自身はあるわけですが、必ずしもそうでなくて、各担当の課等において、本当にこれを全部したらいいのか、一部だけは業務委託をすることにした方がいいのか、あるいはもしかしたらちょっとすぐに民間に委託することは難しいのかなという部分の施設等も出てくるのかと。この点を今各担当課等で十分検討しており、各担当課等から出てきた意見を十分尊重しながら推進室がまとめて、総務部長のところでもまとめて、それで決定していこうというニュアンスであるというふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

議長（佐野芳彦） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） これはあくまでそういう施設の設置目的にかなってるかどうかということが大前提になりますので、総務部長のところでも決定するというものではございません。やはり、太子町全体で考えた中で費用対効果だけの側面だけで物を判断するのではなく、他町よりもすぐれている部分、先進的なものもございまして、そういった面も含めまして最終的に太子町として決定していくということでございます。

議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

服部千秋議員 町長さん、何かこういうふうにしていこうというご意見ありましたらお願いします。

議長（佐野芳彦） 町長。

町長（首藤正弘） ご質問をちょうだいいたしておりますが、先ほど部長が答えておるとおりなんです、絶対にこれ委託なり、また管理者制度に持っていくというようなものでもございません。今それぞれの課で精査いたしまして、それからまた課長会の方でそれ

を持ち上げて精査し、それから今度は部長会に上がり、その後で最後に庁議の方に持ち上がると。そして、たくさんの目で、どうしたらいいか、費用が経費が安くついてサービスが低下すればこれはまた考えなければいけないだろうし、たくさんの目でそうした協議を経ながら21年までにおおむね決定し、そしてどれをどうするかということを決めていきたいと。その中で出せる段階になりましたら、議会の方にもこういうことを考えているんだということを申し上げたいと、このように思います。

以上です。

議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

服部千秋議員 今の答弁を聞いて、その方針についてわかりましたし、その方向でお願いしたいと思いますが、特にこれから今から図書館のことについて質問をさせていただきたいと思います。

少し長くなりますが、朝日新聞の2006年2月16日に中央大学図書館司書のイリヤレイコ氏が書かれてるご意見がありますので、これをちょっと時間いただきますが読ませていただいて、その後質問させていただきます。

「聖域なき構造改革」のかけ声のもと、多くの分野で官から民への移管が進む。だが、官民移管は無論万能ではない。移管のマイナス面を厳しく検証しつつプラス面を果敢に推進することが真の改革であるはずだ。その点で注目したいのが図書館、美術館、博物館など国の文化度を左右する場の民営化である。特に公共図書館は市民や地域と密着した場であるのに、その問題はほとんど取り上げられない。図書館は巨大な本の倉庫にすぎず、司書は貸し出し係員というイメージだからだろうか。だとすれば、日本の情報文化の未来が深く憂慮されるのである。公共図書館では03年に導入された指定管理者制度で民営化が加速し、いわゆる丸投げ委託をするところもあらわれている。民間の委託先は、開館時間延長や接客マナー向上など目に見えるサービスの改革を強く志向する。だが、目に見えな

い部分は放置しがちで、その放置され、劣化にさらされる部分にこそ図書館の存在意義が集中しているのである。例えば選書 選ぶ書ですね 選書の継続性がそうだ。図書館の選書は次世代へ継承すべき資料を選択、収集、保管するという文書館的役割を担っている。委託によって、この機能に深刻な断裂が起きる可能性がある。極端な場合、図書館がベストセラーを無料で読むだけの場になりかねないのである。それを防ぐのは司書だ。選書 選ぶ書 選書の継続性を保つことは司書の重要な仕事である。だが、丸投げ委託では見識のある司書が確保されにくい。日本の司書はOJT（職場内訓練）と自己研さんによって数年がかりで養成されていくシステムだ。必ずしも安定しているとはいえない委託業者に、そんな人材育成の手間と経費がかけられるであろうか。公共図書館だけでなく、教育機関である大学図書館も同様の問題を抱えている。少子化対策などに伴う経費節減で委託が進行しつつあるからだ。ところで、情報があふれるIT時代の図書館は「図書館」よりも「情報センター」となりつつある。図書媒体に限らない情報全般のセンターとして、利用者と情報を結ぶ役割「レファレンスサービス」へと展開している。このレファレンスサービスの認知度が低いことが図書館の「本の倉庫」的イメージにつながり、安易な委託を許しているように思われる。昨今話題のビジネス支援もレファレンスサービスである。しかし、03年の全国公共図書館協議会の調査では、専門のレファレンス……

（「資料で出せへんのか」「新聞の読む時間が……」の声あり）

ああ、そうですか。もうすぐ終わる。じゃあ、この中の申したいことの……。

（「言わなあかんで」の声あり）

議長（佐野芳彦） 続けて。もう終わる言ようさかい続けて。

服部千秋議員 よろしいですか。

議長（佐野芳彦） もう終わるんやろ。

服部千秋議員 何分かわかりませんが、4

分か5分かと思いますが、いや、続けるんだったら続けますし、やめ言われたらやめます。

議長（佐野芳彦） まあまあ読めば。読んで読んで。

服部千秋議員 読みますか。

議長（佐野芳彦） 読んで。速やかに読んでください。

服部千秋議員 どこまで読みましたっけ。

ちょっと、じゃあ聞きたいことをこの中で聞かせていただきます。

この中で、この内容をもとに特にわかっていたきたかったんで読み上げていたわけですが、日本の司書は職場内の訓練と自己研さんによって数年がかりで養成されているシステムになっていると。ですから、外部委託した場合に、すぐにそれと同じようなものが住民の皆様提供できるかできないのか、この点において、もしかするとマイナスの面が図書館の住民サービスにおいて起きるのではないかという点と、それから図書館がもしも無料の貸し本屋になったら困るという指摘が、今読みませんでした。この中に書かれてるわけですけども、図書館にはもちろん本を貸すという仕事もありますけれども、それ以外のいろんなサービスもあり、特に私は思いますが、私たちの太子町の図書館の質といいましますのは、館長さんを始め司書の皆様はとても優秀であると思っております。ですから、安易に民間委託にするべきではないというふうに私は考えておまして、今までの答弁からですと、今後各部署でいろいろ考えて結論を全体で出していくということでしたので、そのようにしていただけるものと安心しておりますけれども、安易に図書館を民間に委託されないように望みたいと思っておりますが、この点についても、先ほどお答えいただいたように、総合的にいろいろ各担当を始め議論をしていただいた上で最終的にどうするかということを決めるという認識でよろしいですね。これだけお答えいただけますか。

議長（佐野芳彦） 町長。

町長（首藤正弘） お答えします。

先ほど来ご答弁させていただいておりますように、図書館だけじゃなくして、すべての今考えておる施設関係で、どちらの方が最終的にいいんだと。サービスが低下し、また本当に町民の皆さんに不自由をかけるというようなことばかりになっても、これは大変なことでございます。そうした面を精査しながら、すべての施設でどちらがいいかということ十二分に検討して結論を出していきたいと、このように思います。

以上です。

議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

服部千秋議員 では、そのようによろしくお願いをいたします。どうもありがとうございます。ありがとうございました。

議長（佐野芳彦） 以上で2番服部千秋議員の一般質問は終わりました。

次、16番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 通告の順に従いまして一般質問を行います。

最初に、自立のまちづくりについてであります。全国各地で小さくても輝く自治体をとということで、当該自治体を中心としたところでフォーラムなどが開催され、それぞれが励まし合ったり、あるいは推進のための手だてを研修したり、そしてそれぞれの町で自立のまちづくりを進める、そういうことをやっているわけではありますが、特にその中で重要な問題というのは、まちづくりの基本的な計画が住民の参加を得て住民とともに練り上げられているかどうか問題であります。

資料でも紹介しておりますように、矢祭町のように、今回いち早く自立を宣言した町でございますけれども、次は条例でもって、法令をもって命令せられない限り、合併することなく自主、自立、独立の道を歩むということを宣言をして、これを自治基本条例参考につけておりますけれども、これに定めているわけです。

これらのことを見てもわかると思うんですが、真剣にまちづくりに取り組んでいる。住

民とともに自立のまちづくりを進める。それこそが肝要であることが示されていると思います。そのことについて参考にすべきことはほとんどだろうと思いますが、どういうことを参考にしたらこれからのまちづくりに取り組むかが問題でありますので、その説明を求めます。

それから2点目に、本町も住民に対しまして自立を決めた後の住民説明会でも、またそのときの資料でもそうなんですが、自己責任、自己決定を全面に出して負担や犠牲を押しつける、現在はそういう状況だと思いません。住民が本当にこの町に住んでよかったと実感できるような町、夢を持って子育てができて、老後が安心できるというような目標と理念を持ったまちづくりを展開する。私はそう思うんです。それが大事だと思うんですが、取り組み姿勢について伺いたい。

議長（佐野芳彦） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） まず、自主自立の先進事例を参考にした取り組みが必要であろうということのご質問でございますが、矢祭町などの真剣な自立への取り組みにつきましては敬意を表するものであります。

ただ、矢祭町の職員がある報告書に、お互いの顔が見える小さな町だからこそ町民のニーズを把握することが比較的容易にできるというふうに述べておられます。

個々の自治体におきましては、それぞれ異なる行政要件、行政環境が所在するものと考えております。太子町におきましても、まず個々の職員の意識改革を図るとともに、広範な住民ニーズに的確に対応しながら、地域協働を進め、自主的な自立へのまちづくりの一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、行政改革の種々の実施項目におきまして、行政から住民への負担転嫁のように考えられる部分もあるということのご意見でございますが、行政情報の公開、開かれた行政運営を一層進めていくことによりまして、町の行政執行状況を真に住民の方にご理解いた

だき共有いただくことによりまして、町民の皆さんのまちづくりの関心がさらに進み、町民の皆さんに負担してもらわなければならないこと、役場がやらなければならないこと、そういった自立のまちづくりを見据えた行政改革の目的がご理解いただけるものと考えております。そこから町民の皆さんの自発的な協力体制が生まれてくるものと期待するところであります。

この町にずっと住み続けたいというような実感を町民の皆さんがお持ちいただくようなまちづくりを進めていくことが行政執行の第一義に大切なことでありまして、行政運営の目標であります、その理念といいますのは、太子町総合計画の基本目標“和のまち太子”に述べているところであり、施策に沿ってそのまちづくりを今展開をしているところでございます。

以上でございます。

議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 繰り返し言われているようなことなんです、理念っていうのが確かに目標“和のまち太子”ということでの、これがスローガンのように言われていますが、その内容が問題だということだと思えます。

先ほども出ておりましたが、矢祭町は小さいっていうても、やはり面積もあるわけですから、目で確認、お互いの顔がわかるっていうような人口的にはそうなる。だから、それは報告されてるとおりだということなんですけども、一方今大雪で大変なことになっている、ここで何回か私も紹介をしている新潟県の津南町などは同じようなことなんです、面積も広いし、ここよりは人口も多いというところで、やはり住民と職員、議会全体が一体となってまちづくりを進める、矢祭町とよく似た形で進めていっているという、こういうことを先進事例として学んで、ここでどう取り入れていくことができるのか。

自治基本条例っていうことで、ここで触れているようなことについて一つでもいう、私は一つもないような気がするんですね、太

子町の場合は、何か。主権者は町民やといいながら、実際は町民を忘れとると、こういうようなことではないかと思うんで、自治基本条例なり住民参加条例を何回か要求してきているわけなんです、矢祭町の簡潔なこの条例っていうのは、8条で町民のあり方、そして10条で町民の参加、そして9条では財政問題の健全化に互いに協力し合っていくというようなことが出ているわけですし、また6条では町執行部及び職員の責務っていうことで、町民の負託にこたえる奉仕者、これを肝に銘じていることがあれば、多分私は今回のようなことも、入札をめぐる高値落札の問題も、すべてその立場でやられると、このように私は思うんです。そういうことが欠落しているところに本町の自立のまちづくりのいわゆる問題があるのではないかと。自立を進めていくことについては私もいいわけですが、ちょっと見てくださいよ、いろんなスローガンが挙げてある中で、矢祭の2条なんかははっきり、元気な子供の声が聞こえる町というふうに触れているぐらい。そして、その中で子供を中心にしながら年寄りの施策あるいは婦人の施策、それぞれの施策をやっていこうということで、そこでコミュニケーションもよくとれて進んでいくと言われてるんですね。

ここだけではないんです。兵庫県でも村岡町っていうのが非常にこの辺ではよく評価をされてる町として出てくるわけですが、ここではいわゆる子育て子育てができる、夢をもって子育て・子育てができる郷・村岡っていう、その中にすべての施策で、やはり子供を中心に高齢者施策とか農業産業施策、社会資本整備施策、こういうことについても一緒に考え合うと。子供が育ちよい環境にあるかどうかっていうことで基準がそこに置かれている。そのための論議も行われる。そういうことだと思えます。

だから、先ほど言った津南の場合もプロジェクトチームを11つ組んで、ここでは組織の問題ではきょう触れていこうと思いません

が、係長の廃止とか、もう班で運営をする  
と、課長のもとに。弾力的に運営をしてい  
こうというのが津南の今の取り組みです。それ  
らのことを含めてみても、太子町の組み  
組みはぬるま湯で危機感が職員の中にもないん  
じゃないかと、こういうふうに思うんですね。  
そういう点で伺ってるわけです。

だから、一つでも学んで取り組む姿勢  
こそ、それが本当の理念になってきてこそま  
ちづくりが進むもんやと、このように考えま  
すが、その点いかがか、再度説明を求めたい  
と思うんですが、自己責任ていうのは町みず  
からの責任も明確にせないけませんわね、決  
定も。一方、住民も負担についてももちろん  
何も負担せずに善政をしてくれということ  
はないと思うんです。工夫すべきところで  
節減をして、そして必要なところに、今  
の時節に必要なところに財源を充当する、  
それも大事なことです。そういう点で再  
度説明を求めたいと思います。

議長（佐野芳彦） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 17年9月の議  
会におきましても、自立へのまちづくり  
を進めていくためには、まず行財政改革  
の取り組みが最重要であると。その上で  
住民、議会、行政、この三者が一体  
となるまちづくりを進めていく連携  
と協力、いわゆる協働と参画と、有  
効に活動し、まちづくりが進められ  
ていくことを申し上げております。

それと、そういったものに関しましては、  
最終的に地方自治法に基づく町の使  
命、それが今の太子町の“和のまち太  
子”の基本構想に基づくものでござ  
います。

議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 これ、総務部長は  
そういう答弁なんかもわからんけども、  
町長なり何なり執行責任者は私ど  
ない思うとってんですか。これを  
読みましたか。どう受け取ったか  
というて私は聞いとんですよ。や  
っぱり対応すべき執行者の中心が  
そのことについて目覚めんなら、  
あとが動きにくいと思うんです  
よ。いかがですか。

議長（佐野芳彦） 町長。

町長（首藤正弘） 今ここに矢祭  
町の基本条例をいただいております。  
読ませていただきました。

また、テレビ放映等でも、その  
実態というのを私も見たところでござ  
いますが、なかなかこのまちづく  
り、今の太子町と矢祭町との実態、  
そうしたものを見ていく中で、基本  
は何も変わったところはないござ  
いませんが、この実態の中で、これ  
をずっと目を通させていた  
だきましても、ご無理ごもつもの  
ことが書かれておると、挙げられて  
おると、このように思っております。  
そうした面、太子町におきま  
しても、そうした基本姿勢というの  
は何ら変わるところではないと、こ  
のように思っておりますが、しか  
しその中で即当ではめられるか  
という、お互いが理解し合わな  
ければ難しい問題であろうと、こ  
のように思っております。できる  
部分から太子町としても取  
組みをさせていただきたいと思  
います。

以上です。

議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 町長、理解し合う  
ために何が必要なんですかね。も  
ちろん情報もそうだし、必要な  
参加の条件を開いて、町の責任も  
情報を提供したりして物事を決  
めていくプロセス全体に住民が  
参画する。

今も、先ほど指定管理者制度の  
問題でもありましたが、内部で  
検討してこれがというて、それ  
を議会あるいは住民に諮っていく  
んだというようなことを言いま  
すが、そうじゃないと思うん  
ですよ。こういう施設について  
いかがお考えかというて一緒に  
考えるところから始まってん  
ねん、どことも。課題は行政  
から出そうが住民から出そう  
が、それを必要とする場合は  
一緒に考えるっていうのがある  
わけですね。

何もこれを読んだりしません  
けども、地方議会人という中  
に今回それを紹介してるん  
です。やはり太子町と違うの  
は、議会を基本的に尊重して、  
すべての問題を議会で協議  
して進めようとするような  
姿勢にも欠けとる

と。ここは違うんですよ。ほいで、ここの矢祭町長の根本さんというのは、ちょっとこういう投稿をするんですから持ち上げとってんかもわからんけども、議会に対しても本当に取り扱いがきちっとされておると。議会の存在意義をきちっと認められて取り組まれているってところなんですね。

そういうことも含めて、この自治基本条例の中では、もちろん町民、議会の役割も書いてあるわけですし、そういう中で一緒になって考える。わずか10条の基本条例の中に、この約束で、法令で命令されん限りは私とは行くんですと、こういうことで全町民が、あるいは議会が町職員が一体となって取り組むところに太子町との違いがあるんじゃないですか。大小じゃないですよ。そう違います。いかがですか。

議長（佐野芳彦） 町長。

町長（首藤正弘） 私自身も、何も町民の皆さんをないがしろ、また議会にどうこうということも全く思っておりません。同じ歩調で歩ませていただきたいと思いますが、その中でやはりこちらにできる範囲、執行の分野でできる範囲では任せていただきたい点多々ございます。すべて町民の皆さんのご意見も、今パブリックコメント制度、またその中で町民提案箱も設けております。また、私自身も町長室の開放ということで日を設定させていただいております。そういうご意見等々はどんどんお寄せいただき、そうした取り入れるべき点は取り入れさせていただきたいと、このように思っております。

そうした中で、それぞれの審議会の委員さんにつきましても、住民の皆さんの中らご要望を受けて、新年度からそういう委員さんにも入っていただき、そしてご議論願うということも考えております。そうした面は何ら私自身意に反するものではございません。

以上です。

議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 ちょっと耳が痛いかわからんけれども、矢祭だからこれができるって

いうことじゃないこと。それは、一つは今年度からもう交際費全廃ですね、ここは。全廃するんです。そして、やはり給与も大幅カットされています。そういうふうにきちっとみずからの襟を正しながら住民と相談していく、そこも全然違ったところじゃないかなと思います。今後またこういう面で追及をしてまいりますので、次の質問に移ります。

次に、公の施設の指定管理者制度の適用について伺いたいと思うんですが、今年度は既に議案に上がっております石海南幼稚園の跡を保育所として指定管理者に管理運営をゆだねる、こういうふうになっているわけですが、それに先立って条例があるわけですが、特に今整理が要るのは、一つに指定管理者を指定するに当たって請負や業務委託と同様に議員及び町の幹部職員等の関係者を指定管理者にすることを制限するなど指定の制限が必要である。これはあちこちで今問題になっていることなので、そういう制限規定しているのを新たに整理しとかないといけないんじゃないかということが一つです。

それからまた、公の施設の管理運営の公共性っていうこと、それから透明性が失われるようではだめになります。その前提として指定管理者の業務に関する情報公開が不可欠であると考えます。情報公開の実施機関に加える必要があると思うんですが、その取り組みについて説明を求めます。

議長（佐野芳彦） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 指定管理者にすることの指定の制限ということでございますが、指定管理者による公の施設の管理は、議会の議決を得た上で地方公共団体にかわって行うもので、地方公共団体と指定管理者とは取引関係に立つものではないため、いわゆる請負というものには当たらないということございまして、兼業禁止規定の適用はされておりません。地方自治法上排除されません。

しかし、選定は公の施設の設置の目的を効果的に達成する観点に立ち、公正になされなければならないことは当然のことであり、条

例によって適切な選定手続が進められるべきものであります。

そのため、指定自治体、議会の議決を得なければならないとなっているわけでありませぬ。選定基準につきましては、施設の設置目的上により異なるため、個々に策定し、根本は平等利用、サービスの向上、管理経費の縮減ですので、現行条例におきまして適切な選定をしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それと、情報公開の実施機関に加える必要があるかということでございますが、これにつきましては平成16年12月議会で可決いただきました議案第75号太子町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例によりまして実施機関に加えております。

以上でございます。

議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 この指定管理者の実施機関かということについては、これどのようにうたっていましたかね、この指定管理者個々については、私はちょっとこれではあかんなあと思っ言ってるわけですけどね。それで、第三セクターとか、ここにはありませんけれども、町が出資をしたり援助をしたりしているところすべてになってましたかね。なつたら、また答えてください。

それから、指定管理者はもちろん議会で議決をするわけですが、当然条例でそういうふうになっていくわけですけども、今あちこちで問題になり、やっていることの中に、努力規定のような形ででもきちっとやっというところも生まれてます。

条例規定でも何ら差し支えないんだけれども、やはり条例で決めていくということはきついついていうことで、努力義務として指定管理者に課しているような、請負契約じゃないですから、だれでもできるということなんですよ、はっきり言えば、だれでもできるようなことで、姫路でも今大騒ぎになっていることもありますし、ああ、福祉法人が何を、すべての福祉法人が悪をするという

ことを私は言うてませんけれども、それぞれ健全に運営されている。そして、そういう中でも悪をするところも出てくる。そういうことがあるから事件が絶えないわけですね。ほんで、やはりこの中でもきちっと努力規定としてうたうことによつて排除ができるということでございます。請負契約に準じた形で関係者が、いわゆる町の幹部また議員等が関連するようなところも排除ができるし、そういう中にうたい込むべきだという意見もあるんです。それを否定されますか。私は必要だと思っんです。そこで禁止規定にしとく方がはっきりしてくるということなんで、その点も整理をして答弁願ひたいと思っんです。

議長（佐野芳彦） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 指定管理者の指定手続に関する条例そのものは地方自治法上に基づき制定をしております。

当然のことながら、そういった制限に対するものにつきましては、選定基準の中でも明記できることでありまして、必ずしも条例上にうたわなければならないということではないと思っんです。

ただ、そういった問題が生じる可能性があるならば、そういったことも検討する余地はあろうかと考えております。

議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 いや、ないとは言えないんじゃないですか、これは。だから、最初に具体的にいわゆる今度指定管理者に指定するところがそうだということじゃなくて、この段階できちっとしとくべき、いわゆる契約書に準じたようなもの、そういうものでうたい上げていくということが大事だと言われているんです。そのことによつて縛っていくということも、縛られていることの方が大事なんですね。

ほんで、これはなぜかといいますと、それも含めてなんですけども、指定管理者の後のこともあるんです。やめた場合の職員の身分の問題からたくさん出てくるんですよ、これ。うまくいかなかったらやめるんですよ。

やめた場合の雇用関係の問題からいろいろあるから、それらも含めて一つの取り決めをして、それを遵守していくような形で協定をするということが必要だと言われてるんですけど、そういう点も含めた形が今回から必要でないかと、こう思うんですけど、いかがですか。

議長（佐野芳彦） 暫時休憩します。

（休憩 午後2時08分）

（再開 午後2時10分）

議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

生活福祉部長。

生活福祉部長（寺田和雄） ただいまのご質問で、今時ご提案させていただいております石海保育所の指定管理者制度、これにも想定できる事例かと思えます。

ご案内のように指定管理者制度におきましては、受託者の方でこういった職員、スタッフの手配もし、雇用関係も受託者と使用者との関係が生じて労使関係はできていくものでございます。

今後運営していく中で、あってはならないことですが、管理の履行ができないとかということでの当方からの解約、また受託者側での事業経営ができないというふうなものが想定されるとしますれば事前に、後ほど協定で結びます、この最後の項目に挙げるわけですが、指定管理者制度の中での疑義の取り扱いについて双方誠意を持って対処するという項目で基本的には対応するわけですが、いわゆる受託者側の使用者については基本的に指定管理者の方での采配をお願いすることになります。

以上です。

議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 兵庫県でも三田市なんかが必要だというようなことを言ってるんですね。今、急速にこれからありますから、どこもの議会でいろんなことが出てくるし、自治体が指定管理者の指定を行うということになるわけですから、それぞれ研究をされたり

して遺漏のないような取り組みをするっていうことで要綱で定めると。

実際に、自治法で言う請負禁止の趣旨っていうのは、もう何回も説明する必要はないと思いますけれども、営利をいわゆる議員なりあるいは町の幹部が得ることのないように兼職禁止の問題を含めて整理がされておりますし、何親等までということがあるわけですが、これから想定できることがいろいろ出てくるわけですから、それを最初からそういう者には指定管理者になっていただくわけにいかないということで排除規定をそこに設けることの方が後々に誤解も招かないし、また健全安心な運営ができるということ。

それから、よく見きわめないといけないのが、先ほどの経営の安定ということがなかったら、いつ契約期間を満了するまでになくなることもあるし、満了してもそこで働いてた職員等にも影響を与える、それらのことをあくまで要綱なり協定にうたい上げておくということが大事だと思うんですが、ただ今の説明のように双方協議する、双方協議する段階では遅い場合が多いです、特別の場合以外は。だから、事前に互いに確認をしておいて、それに基づいて指定管理者として施設を管理運営すると。そして、今回で言えば保育の充実をしていくということが責任だということで協定しておく必要があるように私は思います。それはもう早急に行政側で取り組んでいたかないといけない問題だと思いますので、ここで言っというて次に移りたいと思います。

それから次に、前助役の逮捕について、先ほど上山議員の方が若干お尋ねでありましたけれども、私はまず最初に、昨日この会議が開かれるに当たっての議会開会のあいさつで町長はこの件について一言も触れなかった。公式の席で。ただ、この間、行政報告ということで23日に全員協議会で経過を説明されたということでありました。やはり、なぜそういうことなのかという点では町長の姿勢に理解に苦しむわけでありましたが、23日から2日

まで。2日は議会の公式の席の定例会最初の日です。これには当然あいさつも会議録に載るわけですし、そういうことがきちっと会議録にも載っていくような形で住民に対する不祥事のおわび、それから再発防止に係る取り組みってということが説明されて私はしかるべきやと、それが姿勢ではないかなあと思うんです。それが欠けておったことについて最初に説明を求めることです。

それから、今回の事件は町の公共工事に係る契約等につきまして、透明性、公平性、競争性を基本にした入札制度のあり方の改善、これは私がもう議会たびに言ってることでありますので、しかしそれには実質的には耳をかさずにやってきたという結果ではないかなあと思いますが、その点いかがか。

それから、その内容は入札等を執行する側がみずから行った本当に恥ずべき事件であり、住民に対する背信の行為であると。その結果が高値で落札をされ、町に損害を与えたと、このように私は思うんです。

事件の全容と再発防止対策、責任等について。全容というのは今の説明でもわからない。資料等も捜査当局に行ってるからわからない。ほいで、聞いても教えてくれない。それは当然のことなんです。そういうものではなくて、なぜこの事件が起きたのか。それは土壌があったからです。私はそう思います。それが何回も指摘していることだと思うんです。その点を全面的に検証しないと再発防止には絶対にならないと思うんですね。

それと、町長は助役を選任をするっていうことで議会に提案をして、議会は同意をします。議会も同意責任があります。町長は選任責任があります。その点でどういうふうに、住民に対して説明をし責任を明確にする必要が私はあると思うんです。そういうことがいまだに何もなし。そういうことがあって初めて全職員に綱紀の肅正なり、法令に基づいて仕事をするように指示をするなり、それが生きた形で伝わっていくんです。全然それがないんじゃないですか。はっきりさせていた

だきたいと思います。

それから2点目に、入札、契約の改善については、私はもう本当に条件をつけずに一般競争入札を実施すべきやと、こういう機会に。いわゆる最低制限価格ありとするならば事後に最低制限価格。また、予定価格を公表することで事足りると、このように考えるわけです。これまでの経過から見ても、このことをやらないと、とてもじゃないがこれらの問題に対応できないと思います。その点説明を求めます。

議長（佐野芳彦） 町長。

町長（首藤正弘） お答えします。

まず、冒頭に今次議会のあいさつの中でなぜ入れなかったかという件でございますが、私自身も先ほど議員おっしゃいましたように翌日23日に全員協議会を開いていただきまして、そこでご報告申し上げ、陳謝申し上げたところでございまして、そうした中で今次本会議では冒頭でのあいさつには組み入れていないということでございまして、また一般質問等々もちょうだいしております関係上、あいさつの中に入れなかったということでございます。

それから、取り組み、責任等々の問題でございますが、やはり今安易に今の現状だけでどうこうということはいかなるものであるかと、このように思っております。やはり、全容を究明される中でそれは対処していくべきであろうと、このように考えております。やはり、この問題につきましては、私自身も上山議員のご質問でも申し上げましたように、本当に真摯に反省し、また私を含めて全職員が一丸となって綱紀肅正等々また職務の遂行に当たりまして危機的な意識を持って取り組んでいかなければならないと、このように思っております。そうしたことによって、やはり町民の皆さんの信頼を回復できるのではないかと、このように考えております。

それから、入札の件でご指摘をちょうだいいたしておりますが、この件につきましても14年4月に予定価格を事後公表させていただ

き、その14年7月に制限付きの一般競争入札を試行として取り組みをさせていただき、その中でまた15年4月からは制限つき一般競争入札を2,500万円以上の土木工事につきましてはすべてを、試行じゃなくして、制限付きの一般競争入札に付していくということで取り組みをさせていただき、その後いろいろと内容的に精査等もさせていただきました。しかし、こういう事態になったということは、やはり真摯に反省しながら、そうした改善に向けて取り組んでいかなければならないと、このように考えております。

以上でございます。

議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 私は、ここでおたくらは耳が痛くなるほどか、何回もくだいなということで聞かれとったと思いますけども、今の制度もだんだんだんだん業者にとってやりやすくしてきて高値落札になっとなですよ、どっから見ても。指名競争入札と全く変わらない。指名競争入札でない一般競争入札の制限つき、地域限定型を縮小して。こんなあり方はないですよ。だから、高値落札になっている。それが今回の事件と全く関係ないと言えるんかどうかが問題です。予定価格を漏らしたと、漏らさんていう問題以前の問題に、太子町の場合の入札のあり方には私は疑問を感じております。だから言っておるんです。

それらを仕組んでいくのが、直接の指名の委員長は助役ということで今まで説明がありました。入札を執行するのはどなたですかいね。基本的に言うたら町長でしょう。町長は今までに何回この入札を執行されましたかね。ほとんど前助役、今もそうかもわからんけども、丸投げしとんじゃないですか。それを知らないでは通らんですよ。

前回の12月の議会でも、私が聞いたことに対して担当から答弁があります、中にはいわゆる業者からの働きかけが減ったという、こういう形の中でありませぬえ。ほんで、それは最低制限価格を公表しとんですよ、それを逆算すれば高値にたどり着くようなことが

平気でやれる。これはもう仕組み上そういうふうになっと思ふんです。だから、いつも同じことをやっていたはだめだということで私も言ってきました。最低制限価格をありとするならありで結構ですが、従前の執行の形に戻していくと、それも一般競争入札でやっていくことによってこれらの改善ができると、このように思ふんです。

これまでもおくれてきて入ったものがありましたね。そんなこともええかげんにやっとなる、許される、それが太子町の入札であったんじゃないですか。それが落札をするような形になってんですから、おかしな話ですよ。

これまでただしてきたことが振り返ってみますと、今回の事件が起こって当たり前。漏洩問題、競売の妨害っていうようなことではなしに、もともと太子町と業者との関係。西田氏、それから南山氏。南山氏のことにしても、大村町長時代に、手を挙げた者が暴力でなかったのかということをごさだせました。しかし、当事者は、手を挙げたのはおろしとうときにこすただけやと、こんなこともありました。それら全体を通してここで整理が要るんじゃないですか、太子町と業者の関係は。それらを洗ってこない、この再発防止には絶対私はならんと思ふんです。違いますかね。いかがですか。

議長（佐野芳彦） 町長。

町長（首藤正弘） この入札問題につきましては、いろいろと議論されるところがあると思ひます。私自身も、この15年4月から本格実施をし、またその中で最低制限価格も公表した中で、まさか今次のようなことが発生するということは考えておりませんでした。いみじくも今議員さんの方も、最低制限価格を公表すれば上も予定価格もわかるじゃないかということ、そういうことは可能で、大体の予測はできるかもわかりませぬ。そうした中でこのように事態でございます。やはり、この問題については当地域では進んだやり方であろうと、このように思っております。

たんですが、こうした事態になったことをかんがみまして、今後より一層改善するべき点は改善していきたいと、このように思っております。

今までの取り組みが、そうかといってむだであったかという、私は一概にそれは言えないと、このように思います。この地域の体質ということも言われておりますが、やはりお互いがこれは当然のことでございます。真摯に対応するべきであろうと、このように思っております。今次の件を十分に踏まえまして、そうした面にも取り組ませさせていただきたいと、このように思います。

以上です。

議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 町長、町長自身は就任後何回……、町長が執行すべきことなんですよ、委任してない限りね。任せたというてやっとなでしょう。任せてばっかしかいな。だから、何回執行したか、あとはそういう執行を投げていたと。それは業者の側から町長は逃げとるという話がたくさん出てましたよ。そら風評ということではありますが、そんな話が出てましたよ。表に出ないということ、入札の表に。逃げとるという話も出てましたということだけは聞いていてください。そんなぐらい町長は余り執行してないんじゃないかということなんですね。だから、何回執行されたんか聞きたいぐらいです。

それと、最初に言いましたように、選任をした者の選任責任っていうのはあるんですよ。ありまへんか。上司っていうのはね。これもきちっとここで本席で説明をしといていただきたい。今後の問題。

それから、業者との関係では、12月のときにも名誉毀損等の問題では私も考えていくという答弁をしてるわけですが、西田組の西田氏に対する問題ははっきりとすべきでなかったら、それがなされなかったら、業者との関係をやっぱり私は疑います。そういうふうにきちっと襟を正していないところに問題点があると思いますので、その点の責任も明らか

にしていきたい。

それから、ちょっとあわせて、また後で総括でも伺いたいと思うんですが、前年の中でもお伺いした、工事の発注で今工期がもう終了時にほとんどなっとなですけども、この工期限内に完全に終われる、3月ね、そういう終わる見通し、進捗で確実に終われるという仕事、水道も含めてです、それも確実につかんでいるかどうか問題があるようなんで伺っておきたいと思っております、あわせて。

議長（佐野芳彦） 町長。

町長（首藤正弘） お答えします。

入札件数で私が何本入札をやったかという件ですが、私の記憶では15年の制限つき一般競争入札をやるまでは私が出て執行しておったと、このように思っております。やはり最低制限価格も公表し、ある程度軌道に乗ったということで助役をお願いしたというところでございます。

それから、助役に丸投げであるじゃないかという件でございますが、これ町長が絶対に入札執行しなければいけないということはないと、このように思っております。

助役さんの選任ということでございますが、これはやはり助役選任につきましては執行者に責任があると、このように思っております。選任時点では絶対にこういうことがあってはならないという中で信頼して選任したところでございますので、その点こういうことが起きたということは本当に町民の皆さんには申しわけないと反省しなければならないと、このように思っております。

以上です。

（桜井公晴議員「今のわからんねんな。あと、今度のときに説明してくれたらええけど、そのことは。終わるんやな。それも手持ちがあったりして、又請け、下請したりするからや。ないか。工期にみんなちゃんと終わるんか言うとなや。わかつとん」の声あり）

議長（佐野芳彦） 町長。

町長（首藤正弘） 工期にすべてが終わる

かという件でございますが、本日この一般質問の中での通告の中には、そうした面があったということで調査はいたしておりません。

以上でございます。

議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 あと調査しといてください。もう3月定例会中に出てくるんですからね。

あとね……。

議長（佐野芳彦） 桜井議員、あと12分やからバランスを考えてください。

桜井公晴議員 わかったわかった。ここはちょっとね。

先ほども言われておるわけですが、町長は執行はせんでもええと。けども、基本的には町長が執行する仕事ですわね。それを委任をする。執行を助役にさせる。そういう面では何ら問題はないとは思いますが、この最近はずべてでしょう。それで私が何でそんなこと言うたかというのは、業者の面前に出ない。

もう一つ、予定価格は何回もおたくらが説明しとるのは、入札当時のここで上げるんですわと。そこでしかわかりませんと。予定価格ですから、そこで設定するんじゃないと言うわけや。ほいたら、もともと設計図書、設計書、ほんで金額が出てくる。それからどういう形になっていくかという問題なんですよ。そのとき決める。封あけて決めるんや。それは前からそういうふうに説明だけしとんですわ、実際はね。そういうふうに説明しないといけない。ほやけど、その内容を知っとるもんは何人おるんやと、実際は、何%引くんやと。部切りですわ。予定価格や。何ぼか引く。その何ぼ引くということがわかっとな予定価格わからへん、絶対にね。だから、そういう面では言えば、それらのことについてしっかりと整理をしとったかどうかということと、そこにも責任があるんですよ。町長が執行責任ですからね。具体的に執行したのは助役であつたって、入札執行責任は町長です

から。そういう点ではっきりしておかないけないと思うんで、くどくど言うてる。

それからもう一つは、先ほど聞いたのには答えがないんやけども、西田さんに対する問題もはっきりさせるといときは、機を逸したらだめになりませ。これも襟を正とらんじゃないかということを知りとるんです。その点についても、これは件数とかどうこうという問題じゃない。町長自身がやるべきことやから、それははっきり説明を、対応について説明をすべきやと。

それから、工事の進捗、工期までに終わらせられるっていう問題については、次回どこかで聞きますから、入札いっぱいありますから、そこでむしろ町側から説明をしていただくようお願いしときたいと思います。いかがですか。

議長（佐野芳彦） 助役。

助役（八幡儀則） 今、種々お尋ねでございますが、まず入札関係でございますが、入札に当たっては太子町はちゃんとそういう意味では職務を分けてる状況でございます。助役を私が任されて入札の執行に当たっておりますが、当日の朝、これは議員ご案内のように担当課長と町長等で決定いたします。私自身、前助役も含めてですが、予定価格については承知していない状況でございます。そういう意味で役割分担的にやっていると思っております。

それから、工期のことでございますが、これについても年度内で完了するよう努力いたしておりますし、今回の補正の中でも明許繰り越しという部分以外のところではないというふうにとらえていただいたらよろしいかと思っております。

以上でございます。

（桜井公晴議員「いや、そんなこと違うやろ。おくれてきよる言うんよ。実態なかったらええけど。明許繰り越しはないて、そんなもん違う。出ていくやっちゃ、これは」の声あり）

議長（佐野芳彦） 町長。

町長（首藤正弘） もう一点、西田氏との件でございますが、まだ今そうした面で進行中でございます。けりがつきましたら、私もはっきりとして答弁させていただきたいと、このように思っております。

以上です。

議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 私は、けりがつくもつかんも関係なかったらはっきりさせるべきやということを言いよんですよ。どなたがどうあれ、町長がはっきりしてもらわなったら我々も困る。そういうことを言うとする。

それから、入札の関係では役割分担ということを言いますが、これらのことについては役割分担してもそれは構へんのですけども、公正に行われて全く透明性も確保されて、こういうことが起こらなかつたらええんやけど、起こってるんや。太子町は過去にもありました。だから、そういうようなことがあつてるわけですからね。ないんじゃないんや。今、揖保川町でも起こっていることがあります。むしろ、先ほど言いましたように、最低制限価格をこうしとるから、逆算したら何も聞かんでも天井でとつとる、今までとつたじゃないんですか、ほとんど、九十何%も。ほいで、その中で余り高過ぎたらぐあいが悪いということをしたこともあるというのを、前の議会でも私は言いましたけど、だれかが言ってるじゃないかと。もうちょっと抑えてくれよと。業者がそういうふうな説明があつたよという話もありました。だから言つとんですよ。だから、条件なしの一般競争入札に全面的に切りかえるべきやと。ほんで、事後に最低制限も予定価格も公表すべきやと、これ聞いとんやけど、その答えにはなかなか、やりともないんかも知らんけども、答ええないね。いかがですか。

ほいで、指名する者と執行者が一緒というのもぐあい悪い。役割分担と言いながら指名委員長と。違うんですか。

議長（佐野芳彦） 町長。

町長（首藤正弘） その件につきましてで

すが、私どもは今のやり方がベストであるということで今まで15年から取り組みをさせていただいております。そうした中で改善すべき点は見直していかなければならないと思いますが、先ほどおっしゃってますように、予定価格が皆さんにわかるかということ、助役もわからないというのが現状でございます。しかし、最低価格から大体これぐらいだろうなという計算をすることは可能であると思いますが、助役も知り得る立場でないと、このように思います。新聞報道でも、私も若干抗議しましたが、決裁が回ってきて知り得る立場にあるというような報道がなされました。それは設計金額であつて予定価格ではないということも一応新聞社の方には申し上げたところでございます。やはり、そうした面は十分考えさせていただきたいと、このように思います。

以上です。

議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 ちょっとあとの時間がのうなりよると思うんで、もう次に行きます。

尋ねている分だけ答えてもらったらいいんで、今度は。

東芝の公害問題につきましてですが、これは特に汚染物質を工場敷地からやっぱり流出をさせる危険があるということがございますので、流出させないことが大切であるという、建屋が建つても建屋の下というのは測定をするというようなことを言っておりますけれども、それは地下水などは移動いたしますし、工場敷地外に流出するおそれがある。それらのチェックをどうするかっていうのは大切なんで、その点についての対策の説明を求めたい。絶対に流出させてはならないと私は思うんで、お尋ねをいたします。

それから2点目に、定点の調査はトリクロロエチレンの関係で、調査を開始してから定点調査を行っているわけなんですけども、河川とかそういう基本的なところはもちろんのことなんですけれども、地下水においても汚染で定点調査を行い始めたところ、それからそう

でないところで地下水を揚水しているところの調査をしたりして、そこにも汚染の広がりはないかということをごきちと検証しておくことが安全、安心なまちづくりにつながるということで2点目の質問をしておりますので、その説明を求めます。

それから、3点目の新規建設工場の製造工程に係る公害対策等についてですが、これはもうそろそろきちとしたものがはっきりするんじゃないかと思うんですが、あてがいぶちで後からやるんじゃないかと、催促をしてきちと説明を求め、そしてそれに必要な公害対策を講じるってということが大事でありますので、それらのことについて、水の使用料もありますし、いわゆる薬剤等の使用があれば、何をどの程度使うのか、その危険性ということについても調査がされる必要がありますので、それらについて説明を求めます。

議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたします。

まず1点、今後の対応とチェック対策についてでございます。

まず、汚染物質を工場敷地から流出させない対策といたしまして、現在搬出時におけるタイヤ洗浄高圧水設備を設置して洗浄するとともに、土壌の飛散防止対策として積み荷をシートで覆うなどの対策をとる。また、工事中の洗浄水や揚水した地下水についても適正な水処理の上、排水する。さらに、工事中に汚染土壌がむき出しになったような場合には、ブルーシートがけにより飛散防止を図るなどの対策を工場から聞いております。

町といたしましても、工事の実施状況のチェックを定期的実施していきたいと考えております。

2点目の定点の以外の調査についても検証すべきであるというご質問でございます。

今回の土壌汚染の発表につきましては、さきの本会議でもお答えしておりますように、新工場の建設に伴いまして既存の北側部分の工場建屋の解体工事にあわせて調査を行われ

たということでございます。土壌からトリクロロエチレン等につきまして基準値の超過が確認されたところでございます。

これまで町におきましては、地下水の調査といたしまして年4回、定点9カ所において継続して水質の調査を実施しております。今回の土壌調査を受けまして、県及び町が定点に加えて、斑鳩、馬場、阿曾地区の地点を追加して調査して行いました。周辺井戸の調査結果においても基準値を超えているという報告は受けておりません。

また一方、東芝が行った工場敷地境界の地下水調査においても基準値以下ということで報告を受けております。

町といたしましては、県と十分連携協議しながら、周辺地下水調査を継続して行い、調査監視していく方針でございます。

また、3点目の新規建設工場の公害防止対策についてでございますが、現在の結んでおります協定については株式会社東芝との協定でございますが、今後につきましては新工場の工場規模、また使用する特定物質など、これらについていまだ明らかにされておられません。今後の発表、方向を見きわめながら協議を進めていきたいと考えております。基本的には同一敷地内での2事業者ということで、2社を一体として協定が望ましいと考え、事務的には研究をさせていただきたくところでございます。

以上です。

議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 私が聞いとるのは、要は土壌から今度も検査をするパイプを打ち込んで、それを調査をする言うてましたわな。それは中に残っとうわけですよ、土中に。だから、土中のものが今後漏洩することのないようにと言うとるんですよ。それで、そのためには定点に加えたあちこちの調査が必要やと、地下水系というのはいろいろわかりませんけれども、そういう水系に沿った調査が必要だと。そして、安全、安心のまちづくりを進めるべきやと言うてるんですよ。今のもの

を言うとするわけじゃない。今後もそれはあり得ることなんです。ほれから、深井戸の汚染もまだあつとうわけですから、そういう問題を言ってますよ。その対策が必要です。

それから、新工場との関係では、2工場というて、それぞれ工場が別やから、責任者も違うし、どういう形のものを使い、どういう工程になってくるんかというのもわからないっていうのは、いまだにわからないというのはむしろおかしいと思うんで、催促をしてもきちっとしなはれと私は言うとする。そやから、3カ月たっても同じことではないはずなんやね、催促してて、今どうか言うて。向こうから説明がどうなかと。向こうからの説明はどう、催促して説明はどうなかとということ。その上に立って何が必要かは、県の専門家も含めて防止協定に結びつけていくことが必要やと私は思うんですよ。その対策を早う講じないといけない。事前にやっておかないといけないことを私は言うとする。いかがですか。

議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

生活福祉部長（寺田和雄） お答えいたします。

敷地の東部で行いますHRC工法、いわゆる高分子乳酸エステルを注入しての分解の環境浄化、こういったものを現在準備中でございます。この事業の本来は公害の拡散防止また除去を目的といたしておりますんで、ご質問でもおっしゃってますように、このことに対しましての改善を目指したものでございまして、不測の事態が起きないように現場では考えておるそうではございますが、これらについては十二分に今後も県と一緒に監視また立ち入りもさせていただきたいと思っております。

また、周辺の井戸につきましても継続して取り組ませていただきたいと思います。

あらかじめ準備しろということですが、本当に現在のところまで、今後新設されます工場の規模、概要、またどれぐらいの水のこともおっしゃってましたが 使用水量になるのか、使用される特定物質はどのような

ものが考えられるか、まず事業規模からもまだ公表されてない状況でございます。町といったしましても情報収集に努めまして、社とも協議を進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 早うしてください、それはね。皆も気になることなんで。

それから、次に移ります。5の農政についてですが、一つに小泉内閣が進めようとしている新農政対策、これはもうご案内のとおり名前さえ言えばようわかってのことやと思っておりますが、品目横断的経営安定対策というのがあります。これは小規模農家はもちろんのこと、一定の大規模農家をも立ち行かなくする。地域で産する農産物を地域で消費する地産地消、そして適切な施策の展開が求められている。これは地域循環型の経済対策としても重要であり、税収対策にも結びつく施策であるということになります。

こないだの農業共済でも同じことを、共済で聞くことじゃないということで聞きましたけれども、本町は当然農政に責任を持つべきところでございますので、時間の都合で内容説明いたしませんけれども、品目横断的経営安定対策の説明をあわせて答弁してください。

議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

経済建設部長（山口静哉） お答えをさせていただきます。

まず、新農政対策、品目横断的経営安定対策でございます。

この対策につきましては、これまで全農家を対象とし、品目ごとに価格に着目して講じられてきた対策を、担い手に対象を絞り、経営全体に着目した対策に転換するものであります。戦後の農政を根本から見直すものとなっております。

この経営安定対策につきましては、平成19年度から政策転換に向けまして、先月に行行政農業関係団体が一体となって、認定農業者や集落営農の組織化などを含めた担い手の育

成、あるいはその確保を図るための目的とした太子町地域担い手育成総合支援協議会を設置をいたしました。今後、この協議会を中心といたしまして、制度のより円滑な実施に向けた準備を進めてまいりたいと、このように考えております。

それから次に、地域で生産する農産物を地域で消費する地産地消につきましては、昨今全国的な食品の不正表示や無登録農薬の使用問題、あるいはBSEまた鳥インフルエンザの問題などを契機としました食品の安心、安全が問われておるところでございます。

こうした中、地産地消の取り組みは、生産者と消費者の距離を近づける、両者の顔が見える関係をつくる、またつながりを深めることができるなど、そこから始まってさまざまな効果が生み出されると考えております。

本町における地産地消の取り組みといたしましては、もう十分ご承知かと思いますが、太子夕市部会による生産者がつくったものをみずから販売する直売、学校給食での食材の活用による取り組み、それからイチジク部会、加工グループによる食品加工などの量販店での取り組みなどが行われておるところでございます。

今後さらに地産地消を進める上では、町内の消費拡大として、福祉施設、観光施設などの新たな対象も視野に入れまして、また直売所の固定化及び量販店等のさらなる販路の拡大など、関係団体の皆さんとともに安心、安全な農産物を地域の消費者の皆さんにお届けできるように支援していく所存でございます。

以上でございます。

議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 部長、ちょっとこの制度、今回の品目横断的経営安定対策というのは私が説明しよったら時間がかかるんです。だから、何でこういうことを尋ねているかということで、規模がもう先ほど言うたように集落営農も認定農業者も、この辺の規模ではとてもじゃないが、そういうところには今の政策

は適合しないと。ほいで、さらに広めていったところで、そこには結びついていくのは至難だろうということと言われとんやね。この第2種兼業とかも、兼業率が高いところでは、もうどないにもならへんというような実態がある。それで、こないだも農業共済では、基盤が揺らぎますよということで質問をしたというようなことがあるんですけど、かなりの農業が中心の府県でも、もう認定農業者や集落営農の規模でも大変なことが今議論されて、どないしようかということになってきると。そういう状況が、ここは知らん顔の町ではないですよ。その中で何が必要かというのは、地域で産したものを、そないな夕市やかとかというそんな規模のことを言うてるんじゃないくて、やはり流通に責任を持つような農政を確立せなんだらあかんじゃないかと。顔の見えるところでつくられたものを消費もする。その仕組みをつくっていくところ、というのが地域経済の循環にもつながると私は思うんです。そういう点で、この制度と今後の対応をもう一回説明してください。

議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

経済建設部長（山口静哉） お答えをさせていただきます。

この経営安定対策の中身につきましては、議員ご指摘のとおりでございます。従来から申し上げておりました、やはり集落営農等の対策についての補助制度が随時上がってきたというところでございます。太子町におきましては今現状では原地区、恐らく1カ所のみになるだろうというふうに考えております。もう一カ所、下構が転作の麦に係ります集落営農を実施されとるということでございますが、経営規模につきましてもやはり非常に少ないということで、そういう部分につきましては今後太子町の中でこれの対策に対応できるというのは非常に難しいだろうというふうに考えております。

ただ、現状を申し上げますと、太子町の場合は米が主生産品でございます。それを現状ではやはり農協出荷という一つのことがあ

るわけですが、最近の農家は特に要するに顔見知りの方にすべて販売をするということができるようになりましたものですから、その対応が非常に多くなっております。農協への出荷が非常に少なくなっているというのが現状でございますので、議員が言われますように、地域の方に農家が販売以外の分については食べていただくような一つの方法をとっていくというのも一つの方法ではないかと、このように考えておりますので、そういう部分を今後それぞれ担い手の育成総合支援協議会等の中でも諮りまして、そういう方法も一つの方法だろうと考えておりますので、そういう方法も進めてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 また予算審議の中でも質問いたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。

議長（佐野芳彦） 以上で16番桜井公晴議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は3月7日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

ご苦労さんでした。

（散会 午後3時00分）